

幸手市国土強靱化地域計画

令和4（2022）年度～令和11（2029）年度

令和4年3月

幸 手 市

目次

第1章 本計画の位置づけ	1
1. 計画の策定趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画期間	2
4. 幸手市の防災環境	3
第2章 計画の基本方針	9
1. 基本目標	9
2. 事前に備えるべき目標	9
第3章 脆弱性評価	10
1. 脆弱性評価の考え方	10
2. リスクシナリオの設定	11
3. 施策分野の設定	12
4. 脆弱性評価の結果	12
第4章 リスクシナリオへの対応方策	14
1. 被害の発生抑制により人命を保護する	14
2. 救助・救急・医療活動により人命を保護する	18
3. 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する	20
4. 必要不可欠な行政機能を確保する	23
5. 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する	24
6. 経済活動の機能を維持する	27
7. 二次災害を発生させない	28
8. 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする	30
第5章 計画の進捗管理	33
1. 重点化及び優先すべき推進方策	33
2. 推進体制	34
3. 進捗状況の把握	34
4. 計画の見直し	34

資料編

資料 1	国土強靱化に向けた脆弱性評価結果	35
資料 2	実施事業一覧	70
資料 3	用語集	80

第1章 本計画の位置づけ

1. 計画の策定趣旨

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25(2013)年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「国土強靱化基本法」という。)を公布・施行し、平成26(2014)年6月、同法に基づき国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」(以下「基本計画」という。)が策定されました。

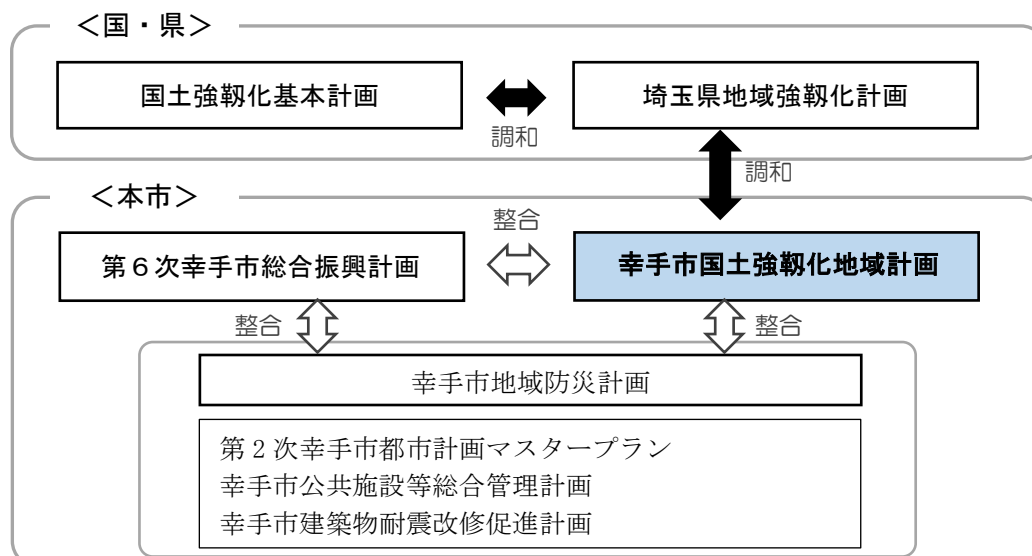
また、埼玉県においても、平成29(2017)年3月に「埼玉県地域強靱化計画」(以下「県計画」という。)が策定され、「県民の生命を最大限守ること」をはじめとした5つの基本目標のもと、県土の強靱化に向けた様々な取組が推進されています。

こうした国や県の防災・減災等に資する取組を踏まえ、この度、本市においても、大規模自然災害等から市民の生命と財産を守り、地域への致命的な被害を回避し、速やかな復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に推進するため「幸手市国土強靱化地域計画」(以下「本計画」という。)を策定することとしました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国及び県計画と調和のとれた計画とすると同時に、「第6次幸手市総合振興計画」との整合を図り、本市の防災・減災等に資する具体的な施策を計画的に推進する上での指針となる計画として位置づけるものです。

■ 国土強靱化に係る計画の体系



3. 計画期間

国や県における強靱化の状況、社会情勢の変化に応じた施策の推進が必要となることから、「基本計画」及び「県計画」では、計画期間をおおむね5年間としています。本市の最上位計画である「第6次幸手市総合振興計画」の計画期間が、令和元（2019）年度から令和10（2028）年度までとなっていることから、上位計画との整合性の観点から、本計画の計画期間は、令和4（2022）年度～令和11（2029）年度の8年間を計画期間とします。

ただし、社会状況の変化や進捗状況の結果を踏まえ、計画期間の途中で必要に応じて見直しを行うものとします。

■ 計画期間

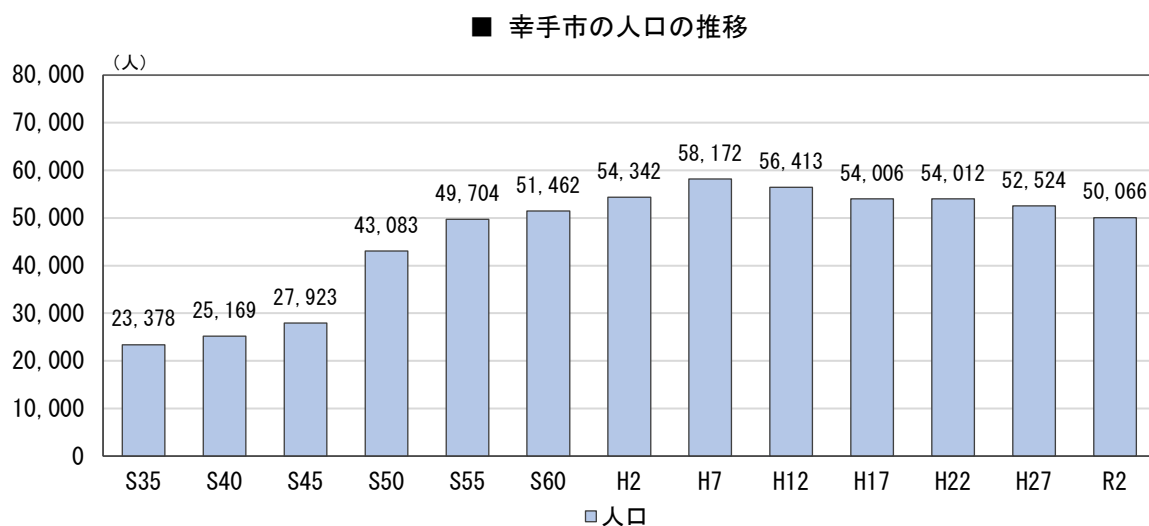
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
（国）国土強靱化基本計画	→			→						
（県）埼玉県地域強靱化計画	→	→						→		
第6次幸手市総合振興計画	→								→	
幸手市国土強靱化地域計画		→								→

4. 幸手市の防災環境

(1) 社会環境の特性と変化

① 人口

首都圏地域では、昭和40年代に高度経済成長に伴う都市化の進展と戦後のベビーブーム世代の出産適齢期が重なり、人口が急増しました。本市の人口も、昭和40(1965)年以降、東京通勤圏としての宅地等開発が行われたことで、平成7(1995)年には58,172人まで人口が増加しました。しかし、その後人口減少に転じ、令和2(2020)年の国勢調査では50,066人まで減少しています。



② 産業

本市の就業者を産業3部門別にみると、第3次産業就業者は16,198人と就業者全体の6割を占めています。農業や水産業である第1次産業の従事者は減少傾向が続いたものの、平成27(2015)年には増加しています。

■ 幸手市の産業構造の推移

	就業者数 (人)					割合 (%) (全体に占める割合)			
	総数	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能
平成12年	28,599	841	9,359	18,050	349	2.9	32.7	63.1	1.2
平成17年	26,906	684	8,131	17,693	398	2.5	30.2	65.8	1.5
平成22年	25,811	549	6,910	16,847	1,505	2.1	26.8	65.3	5.8
平成27年	24,950	599	6,845	16,198	1,308	2.4	27.4	64.9	5.2

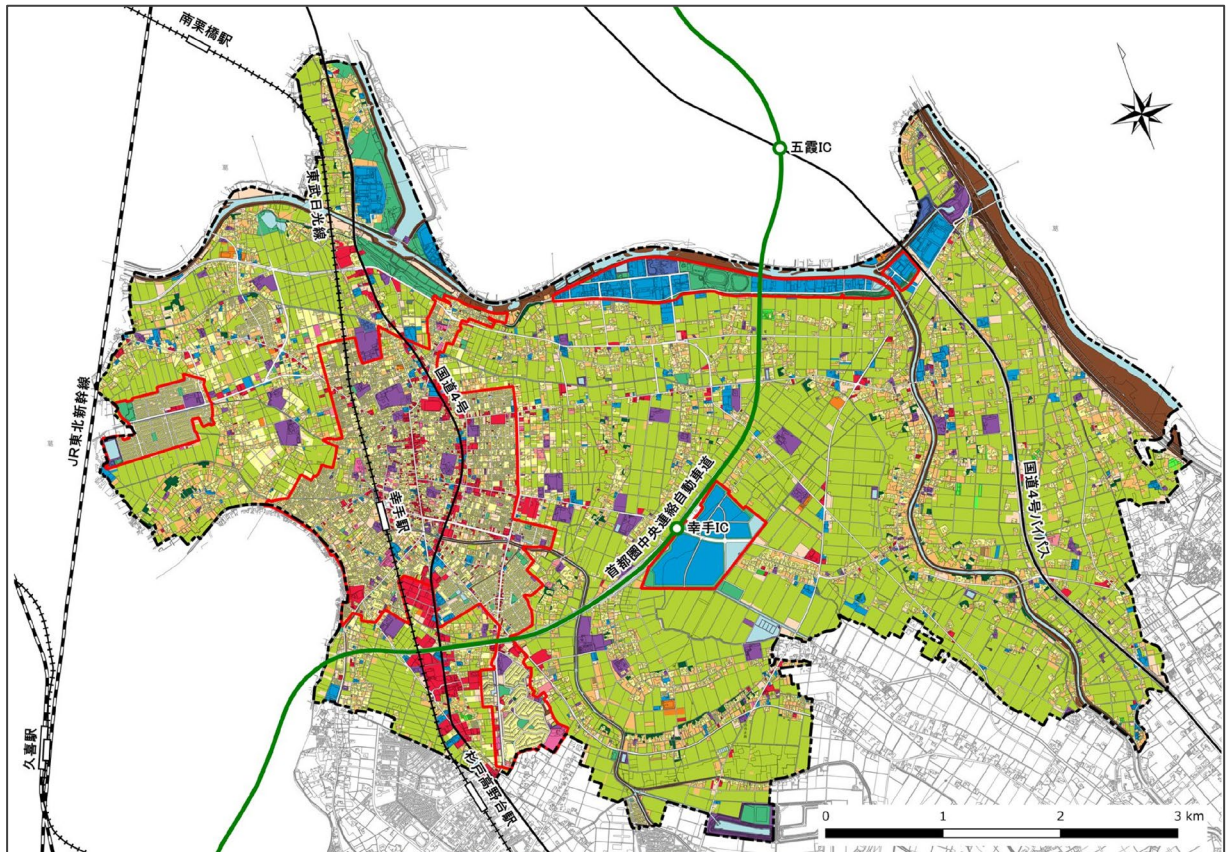
資料：国勢調査

③ 土地利用

本市の土地利用は、田が39.5%を占める等、自然的土地利用が約5割を占めています。

また、都市的土地利用では住宅用地が16.9%となっている一方、道路用地が10.8%となっています。

■ 幸手市の土地利用図



凡例	
田	
畑	
山林	
水面	
その他の自然地	
商業用地	
工業用地	
農林漁業施設用地	
公益施設用地	
公益施設用地(幼稚園、保育所)	
公益施設用地(病院、診療所)	
公益施設用地(老人ホーム)	
公益施設用地(処理場、浄水場)	
公益施設用地(火葬場)	
道路用地	
交通施設用地	
公共空地	
公共空地(墓園)	
その他の公的施設用地	
その他の空地	
行政界	
市街化区域	

区分	面積(割合)
田	1,339.74ha(39.5%)
畑	223.67ha(6.6%)
山林	21.07ha(0.6%)
水面	153.31ha(4.5%)
その他の自然地	127.50ha(3.8%)
計	1,865.29ha(55.0%)

区分	面積(割合)
住宅用地	573.36ha(16.9%)
商業用地	88.62ha(2.6%)
工業用地	147.94ha(4.4%)
農林漁業施設用地	4.28ha(0.1%)
公益施設用地	133.72ha(3.9%)
公共空地	76.04ha(2.2%)
道路用地	365.38ha(10.8%)
交通施設用地	7.57ha(0.2%)
その他の空地	130.80ha(3.9%)
計	1,527.71ha(45.0%)

資料：第2次幸手市都市計画マスタープラン

(2) 自然環境の特性

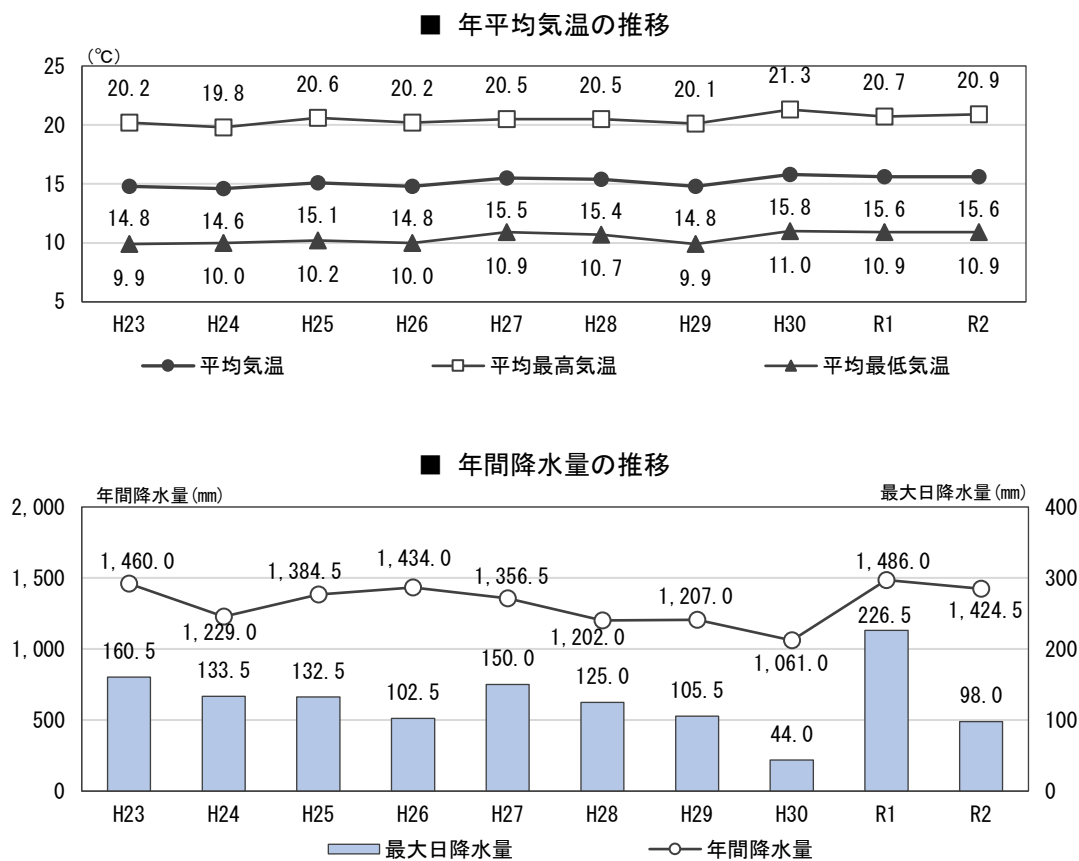
本市は、古くから水が豊富で農業の盛んな地域であり、河川・陸上交通の要衝として、また、交易・商業・文化の中心地として発展してきました。江戸時代には、江戸川・権現堂川・葛西用水路等の河川改修により多くの新田が造成され、農業が盛んに行われる一方、河川を利用した船便が江戸と連絡していたため、権現堂や西関宿には回船問屋が軒を並べ活況を呈していました。現在の市街地は、日光道中と日光御成道が合流する宿場町として栄え、近隣の商業・文化の中心地となっています。

本市の気候は、いわゆる表日本気候帯に属しています。四季の変化は規則正しく明瞭ですが、6月から10月の初めにかけての梅雨から台風の時期には特に雨が多くなっています。過去10年間の年平均気温は約15℃、年平均降水量は約1,300mmであり、時折台風・雷雨などの気象災害にみまわれています。

地形は、平坦で標高が最も高いのが外国府間地区の15.9m、最も低いのが戸島地区の4.7mとなり、標高差はわずか11.2mです。

本市の東を江戸川が南下し、北部は中川及び権現堂川に囲まれています。

地勢は古東京湾の一部が陸化したもので、東端には下総台地の一部があるものの、他は沖積低地で、利根川と渡良瀬川の氾濫によって形成された沖積層の粘性土がほとんどです。



資料：気象庁(埼玉県久喜観測所)

(3) 災害の履歴

① 地震災害

過去に埼玉県で被害の記録がある地震のなかでも大きな被害を与えた地震としては、818年の関東諸国の地震、1855年の安政江戸地震、1894年の東京湾北部の地震、1931年の西埼玉地震があげられますが、埼玉県とその周辺で発生した過去の主な被害地震のうち、近年で最も被害の大きかったのは大正12(1923)年の関東大震災です。

関東大震災では、比較的詳細な資料や体験談が残されています。震央は相模湾北部、マグニチュードは7.9、埼玉県の震度は6程度とされています。県内では大火災が発生しなかったため、東京(府)や神奈川に比べると被害は少なかったものの、埼玉県の災害史上最大規模のものでした。

特に被害は荒川や古利根川流域に位置して地盤が軟弱な北足立・南埼玉両郡と北葛飾郡の3郡に集中し、死傷者800名以上、家屋の全壊9,000戸以上の被害を出しました。

幸手市域では、死者11名、負傷者25名、家屋の全壊戸数は662戸、半壊戸数は355戸の被害となっています(当時の幸手町(現在の中心市街地)では、総世帯1018世帯のうち、全壊家屋が337戸の被害となっています)。

② 風水害

過去には、台風による大雨によって大規模な水害も発生しています。ここでは例として、昭和22(1947)年9月15日に、カスリーン台風による大雨によって発生した洪水の様態を示します。

この時の利根川流域の降雨量は、日降水で栗橋が102.6mm、上流の渋川が302.5mm程度で、総降水量も各地で400mmを突破しています。この結果、大利根町(現在、加須市)において、利根川右岸堤防が決壊、本川・支派川合わせて24か所、約5.9kmの堤防が決壊し、江戸川、中川沿いの市町村を中心に東京都まで及ぶ大洪水となりました。

幸手市域では、幸手町と上高野村がともに2名の死者を出しており、負傷者は、幸手町が80名、行幸村20名、八代村15名となりました。家屋の被害は、流失家屋・全壊家屋合わせて幸手町46戸、上高野村35戸、行幸村13戸、桜田村14戸となっています。なお、公共施設関係で最も被害が大きかったのは吉田村で、堤防決壊による水路の被害が大きいためでした。

また、農作物は、ほとんど全滅状態でした。

(4) 被害想定

埼玉県は、平成 24・25 年度に「埼玉県地震被害想定調査」を実施し、平成 25（2013）年 11 月にその結果を公表しました。

① 想定地震

「埼玉県地震被害想定調査報告書」（平成 24・25 年度、埼玉県）においては、最近の学術的な知見や、国の中央防災会議及び地震調査研究推進本部による地震の評価結果を考慮し、埼玉県に大きな影響を及ぼす地震を想定地震として設定しています。

■ 埼玉県における想定地震

地震タイプ	更新状況	地震名	マグニチュード	想定内容
海溝型地震	再検証	東京湾北部地震	[M7.3]	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映 ※今後 30 年以内に南関東地域で M7 級の地震が発生する確率: 70%
	再検証	茨城県南部地震	[M7.3]	
	新規	元禄型関東地震	[M8.2]	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定(相模湾～房総沖) ※今後 30 年以内の地震発生確率: ほぼ 0%
活断層型地震	変更	関東平野北西縁断層帯地震	[M8.1]	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後 30 年以内の地震発生確率: ほぼ 0%～0.008%
	再検証	立川断層帯地震	[M7.4]	最新の知見に基づく震源条件により検証 ※今後 30 年以内の地震発生確率: 0.5%～2%

※: 地震調査研究推進本部による長期評価を参照

資料：平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査報告書

■ 想定地震の断層位置図



資料：平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査報告書

② 被害想定

埼玉県地震被害想定調査における、本市に関する被害想定結果は以下の通りとなっています。

■ 幸手市地震別被害想定

地震名				東京湾 北部	茨城県 南部	元禄型 関東	関東平野北西縁断層帯			立川断層帯			
項目	予測内容	ケース	風速				破壊 開始点 北	破壊 開始点 中央	破壊 開始点 南	破壊 開始点 北	破壊 開始点 南		
震度				—	—	5強	6強	5強	6弱	6弱	6弱	5弱	5弱
建物	全壊数	—	—	3	184	17	14	32	13	0	0	0	0
	半壊数	—	—	22	734	83	68	272	148	0	0	0	0
火災	焼失棟数	夏 12 時	3m/s	3	7	3	3	4	3	0	0	0	0
			8m/s	3	8	3	3	5	3	0	0	0	0
		冬 5 時	3m/s	1	2	1	1	1	1	0	0	0	0
			8m/s	1	2	1	1	1	1	0	0	0	0
		冬 18 時	3m/s	9	22	10	10	13	10	0	0	0	0
			8m/s	10	25	11	11	15	12	0	0	0	0
人的被害	死者数(人)	夏 12 時	8m/s	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
		冬 5 時		0	3	0	0	1	0	0	0	0	
		冬 18 時		0	2	0	0	1	0	0	0	0	
	負傷者数(人)	夏 12 時	8m/s	4	57	9	9	29	18	0	0	0	0
		冬 5 時		3	84	9	8	38	21	0	0	0	
		冬 18 時		3	59	8	8	30	17	0	0	0	
生活支障	避難所避難者数 1日後(人)	冬 18 時	8m/s	24	457	59	50	123	65	0	0	0	
	避難所避難者数 1週間後(人)			114	1,116	49	47	105	55	0	0		
	避難所避難者数 1ヶ月後(人)			12	320	29	33	65	33	0	0		
	帰宅困難者数(人)	夏平日 12時	—	6,474	6,556	5,037	6,687	6,687	5,581	798	303		
夏休日 12時		—	5,842	5,868	4,538	6,055	6,055	5,049	718	321			
ライフライン	電力	電柱被害数(本)	冬 18 時	8m/s	3	32	5	5	9	5	0	0	
		停電世帯数1日後(世帯)			21	720	75	62	133	57	0	0	
	通信	電柱被害数(本)	冬 18 時	8m/s	1	12	2	2	3	2	0	0	
		不通回線数1日後(回線)			6	31	7	7	11	7	0	0	
	都市 ガス	供給停止件数直後(県)	—	—	0	8,050	0	0	48	0	0	0	
	上水道	配水管被害数(箇所)	—	—	7	59	0	1	0	0	0	0	
		断水人口1日後(人)	—	—	2,836	22,333	0	149	80	19	0	0	
	下水道	管渠被災距離(km)	—	—	13	17	14	14	15	14	1	0	
		供給支障人口(人)	—	—	5,660	7,241	5,793	5,857	6,427	5,970	320	1	
	その他	エレベーター閉じこめ(台)	—	—	2	6	2	2	2	2	0	0	
自力脱出困難者数(人)		冬 5 時	—	0	12	0	0	3	0	0	0		
災害廃棄物量(万トン)		冬 18 時	8m/s	0.3	4.1	0.6	0.5	0.9	0.5	0.0	0.0		
中高層被災世帯数(世帯)		冬 18 時	8m/s	8	16	8	8	8	8	0	0		

出典：平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査報告書

第2章 計画の基本方針

本市の目指す国土強靱化とは、大規模自然災害等への備えについて、市民の生命、身体を守り、財産を保護し、社会生活を維持することと定義します。このため、災害時の被害を未然に防止し、若しくは、できる限り軽減するには、都市構造及び市民・行政等の防災関係機関の活動が有効に機能する体制づくりが必要となります。

計画策定の目的、計画の目標を明確にし、本市の特性を生かした防災ビジョンを示すものとします。

1. 基本目標

基本目標は、本市の国土強靱化を推進するうえで最も重要かつ基本的な方向を示すものとして、基本法第8条に規定された国土強靱化の基本方針などを踏まえ、本市の目指すべき将来の姿を実現するため、次の4つの基本目標を設定します。

- I. 市民の生命を最大限守ること
- II. 地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響をできる限り軽減すること
- III. 市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減すること
- IV. 迅速な復旧・復興を可能とする備えをすること

2. 事前に備えるべき目標

4つの基本目標を基に、大規模自然災害の発生を想定して、具体化した達成すべき目標として、以下の8つの「事前に備えるべき目標」を設定します。

- 目標1 被害の発生抑制により人命を保護する
- 目標2 救助・救急・医療活動により人命を保護する
- 目標3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する
- 目標4 必要不可欠な行政機能を確保する
- 目標5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する
- 目標6 経済活動の機能を維持する
- 目標7 二次災害を発生させない
- 目標8 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

第3章 脆弱性評価

国土強靱化に向けた効果的かつ実践的な取組を展開するためには、大規模自然災害等に対する本市の弱み（脆弱な部分）を認識することから始める必要があります。

そのため、本市において大規模自然災害等が発生した際に、「災害時に起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」（以下「リスクシナリオ」という。）を複数想定した上で、現在、市が実施している取組によって、これらの事態をどの程度回避することができるのかについて検討することにより、本市における脆弱性の評価・分析を行いました。

1. 脆弱性評価の考え方

脆弱性の評価にあたっては、始めにリスクシナリオを回避するための施策（事業）群を「プログラム」として整理します。

■ 「リスクシナリオ」と「プログラム」の関係（例）

リスクシナリオ	施策分野				
	福祉・健康	防災・生活・環境	子育て・教育	都市基盤	・・・
建築物等の倒壊により、多数の死傷者が発生する事態	社会福祉施設の耐震化の促進	消防団・自主防災組織の充実・強化	学校施設の耐震化・長寿命化の推進		
異常気象（浸水・竜巻等）により、多数の死傷者が発生する事態	DMATの充実・強化	洪水・内水ハザードマップの作成		下水道施設の整備の推進	
情報通信が輻輳・途絶する事態		防災行政無線の整備			
・ ・					

プログラム
 （リスクシナリオごとの「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策群）

次に、各プログラムを構成する個別の施策ごとの課題や進捗状況を整理し、現在の施策群によってリスクシナリオの回避が可能であるかを検討します。ここで、現在の施策群だけではリスクシナリオの回避が困難であると判断される場合や、リスクシナリオにプログラムが存在しない状況をもって、現在の本市の弱み（脆弱な部分）として捉えることとし、強靱化に向けた新たな取組などについて検討を行います。

2. リスクシナリオの設定

事前に備えるべき8つの目標に対して、あらかじめリスクシナリオを検討・設定したうえで、災害時の適切な対応につなげ、各目標を達成することにより強靱化を実現することが重要となります。

そのため、本市では、事前に備えるべき8つの目標に対して、下記に示す32のリスクシナリオを設定することで本市の強靱化を進めていきます。

■ 本市における大規模自然災害時でのリスクシナリオ

事前に備えるべき目標	番号	リスクシナリオ
1. 被害の発生抑制により人命を保護する	1-1	火災により、多数の死傷者が発生する事態
	1-2	建築物等の倒壊により、多数の死傷者が発生する事態
	1-3	異常気象（浸水・竜巻等）による多数の死傷者が発生する事態
	1-4	列車の転覆等交通機関の被害等により、多数の死傷者が発生する事態
	1-5	災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
2. 救助・救急・医療活動により人命を保護する	2-1	救助・捜索活動が大量に発生し、対応が遅延する事態
	2-2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
	2-3	ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態
3. 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する	3-1	沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態
	3-2	信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態
	3-3	旅客の輸送が長期間停止する事態
	3-4	物資の輸送が長期間停止する事態
	3-5	情報通信が輻輳・途絶する事態
	3-6	情報の正確性の低下等により誤った情報が拡散する事態
4. 必要不可欠な行政機能を確保する	4-1	被災等により治安が悪化する事態
	4-2	市の行政機能が低下する中で緊急対応行政需要が大量に発生する事態
5. 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する	5-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
	5-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
	5-3	取水停止等により、給水停止が長期化する事態
	5-4	汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態
	5-5	地域活動の担い手不足や感染症の発生等により、避難所等の生活環境が悪化する事態
6. 経済活動の機能を維持する	6-1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
7. 二次災害を発生させない	7-1	消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態
	7-2	洪水抑制機能が大幅に低下する事態
	7-3	危険物・有害物質等が流出する事態
8. 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする	8-1	大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態
	8-2	市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態
	8-4	耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態
	8-5	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
	8-6	労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態
	8-7	被害認定調査、罹災証明書交付、応急仮設住宅の供給の遅れ等により、市民生活の再建が遅れる事態

3. 施策分野の設定

前頁で設定したリスクシナリオを回避するためには、リスクシナリオごとの脆弱性の評価を行うとともに、全庁的な取組を推進するために個別の施策分野ごとの脆弱性を評価することも重要です。そのため、本市の各種まちづくりに関する個別施策を念頭に置きつつ、強靱化に向けた各種個別施策分野を設定します。

なお、個別施策分野の設定には、上位計画にあたる「第6次幸手市総合振興計画」における各施策分野との整合性に留意しつつ次の7分野とします。

施策分野	1. 子育て・教育	2. 協働・文化・人権	3. 福祉・健康
	4. 防災・生活・環境	5. 観光・産業	6. 都市基盤
	7. 行財政		

4. 脆弱性評価の結果

本市が実施した脆弱性評価について、主な結果の概要を以下の通り掲載します。

なお、すべての結果については、資料編「資料1：国土強靱化に向けた脆弱性評価結果」として整理しました。

(1) 鉄道施設の耐震化等による防災力の向上

大規模災害の発生により、鉄道施設が損壊あるいは冠水、土砂等による閉塞等が発生し、運行や再開の目途が立たず、旅客の輸送ができない事態が発生することが想定されます。

このような状況に至らないように、鉄道事業者と鉄道施設の耐震化を推進する方策を検討するとともに、鉄道を横断する跨線橋や自由通路等の維持・管理を推進する等の対応が必要です。

(2) 帰宅困難者の一時滞在施設の確保と帰宅支援

大規模災害発生時、鉄道施設が被災あるいは運行停止となった場合、本市に来訪されていた方々が帰宅困難となる事態が発生することが想定されます。

現在、本市では、災害発生時、市民に対する一時的な避難場所や避難施設の確保を進めていますが、市民以外の帰宅困難者に対しても、一時的な滞在や休息の場を提供し、水や食料や毛布、トイレ等の提供を準備するとともに、鉄道沿線地域等の被災状況や鉄道の復旧状況に関する情報等を提供する体制を構築しておくことも必要です。

(3) 被災地の治安の悪化、交通の混乱への対応力の強化

大規模災害により警察等の関係機関が被災し、被災地の治安の悪化、交通の混乱などを引き起こすこと等が想定されます。このような事態が発生した場合、地域住民が自ら地域の治安や交通安全に取り組むことが必要ですが、そのためには、平常時から関係機関との連携のもとに、住民による自主防災組織の強化等を図ることが必要です。

(4) 省エネルギー・創エネルギー社会の実現に向けた取組の推進

大規模災害の発生により電力・ガス等のエネルギー供給が停止する事態の発生が想定されます。

本市では、エネルギーの供給停止に対応し、事業者との備蓄や供給協定の締結等を進めていますが、一方において、省エネルギーや自然エネルギーを活用した創エネルギーの取組を推進することも必要です。

現在、地球環境にやさしい取組が世界規模で進められており、本市においても脱CO₂に向けて様々な取組が進められています。その一環として、次世代自動車の普及・促進、省エネルギー・創エネルギー社会の実現に向けた取組の推進を図る必要があります。

(5) 都市の復興に向けた事前の取組の強化

大規模災害の発生により、インフラや建築物等が広範囲に崩壊することで土地の境界情報が失われ、平常時の利用区画が不確かになり、迅速な復興ができない事態の発生が考えられます。

災害時の迅速な復旧・復興を図るため、「事前復興計画」の策定や「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン（国交省）」に基づく「復興まちづくりイメージトレーニング」などの実施や必要に応じた地籍調査の実施など、災害後の復旧・復興に向けた事前対策を進めていくことが必要です。

(6) 森林の保全と林業生産性の向上

本市は、平坦な地形であり、森林が少ないことから、豊かな農業環境の保全を図っていくことが必要です。

第4章 リスクシナリオへの対応方策

前章の脆弱性の評価・分析の結果を踏まえ、本市におけるリスクシナリオを回避するための対応方策は以下の通りです。

なお、各対応方策の後ろの（○-○）は対応するリスクシナリオの番号を示しています。

1. 被害の発生抑制により人命を保護する

<対応するリスクシナリオとKPI>

1-1	火災により、多数の死傷者が発生する事態
1-2	建築物等の倒壊により、多数の死傷者が発生する事態
1-3	異常気象（浸水・竜巻等）による多数の死傷者が発生する事態
1-4	列車の転覆等交通機関の被害等により、多数の死傷者が発生する事態
1-5	災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態

重要業績評価指標（KPI）	現況値（R3年度）	目標値（R10年度）
住宅耐震化率	85.9%（R3年度）	95.0%（R7年度）
市民1人当たり都市公園面積	8.52㎡（H29年度）	11.39㎡（R5年度）
都市計画道路の整備率	61%（H29年度）	64%（R5年度）
4m未満の道路後退用地に対する買上げ延長	3,159m（H29年度）	3,900m（R5年度）

<対応方策>

1) 消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減（1-1）

○火災発生時の迅速な消火活動や災害発生時の迅速な救出・救命活動を実施するため、各種消防防災施設の更新整備や消防職員の養成、教育訓練による消防力の強化を推進します。

【危機管理防災課】

○地域の消防・防災の要となる消防団の普及・啓発活動を推進し消防団員の加入促進を図るとともに、団員の教育訓練、研修会、消防操法大会の実施等を通して団員の資質の向上、消火活動の基礎づくりと消防人としての精神向上等を推進します。

【危機管理防災課】

○令和3（2021）年8月現在48団体の自主防災組織が活動していますが、更に、市の補助金制度により新規設立や活動の支援を推進します。また、災害時に自主的に活動を行うための中心的役割を担うリーダーを養成し、地域の実態に則した組織体制の構築や、防災講話等の実施による地域の防災意識の向上等を、引き続き推進します。

【危機管理防災課】

○災害等の緊急情報を市民に速やかに伝えるための施設として、防災行政無線等を運用していますが、災害時の緊急情報が聞き取りにくい時もあることから、明確な情報伝達方法を検討します。【危機管理防災課】

2) 災害に強い都市づくり (1-1、1-2)

○コンパクトシティの形成や地域防災計画、国土強靱化地域計画等の推進、広域連携等を推進するとともに、都市計画道路の整備と電線地中化、狭あい道路の整備、公園整備と防災施設の整備、土地区画整理事業等を実施し、災害に強いまちづくりを推進します。また、これらの施設での避難訓練やマニュアルの更新・充実を図ります。

【都市計画課、危機管理防災課、道路河川課、建築指導課、
まちづくり事業課、社会福祉課、市民協働課】

3) 公共建築物の災害対応力の向上 (1-2)

○防災中樞拠点としての役割を果たす市役所庁舎は、建替え、移転等による整備を推進し、耐震性の高い庁舎とするとともに、災害対応スペースや防災関連資材の備蓄、自家発電等のバックアップ機能の充実・強化を図ります。【施設整備課】

○公共建築物については、総合的かつ計画的な管理運営、維持・改修・更新等を推進しつつ、耐震性の強化を図ります。【総務課、市民協働課、こども支援課、社会教育課、
施設整備課、社会福祉課、介護福祉課、環境課、商工観光課】

4) 住宅・建築物の耐震化等の促進 (1-2)

○幸手市建築物耐震改修促進計画に基づき、地震災害から市民の生命や財産を守り、災害に強いまちづくりを推進するため、市内に存する旧耐震基準木造住宅（昭和56年5月31日以前に建築確認を取得し、建築された木造一戸建ての住宅又は併用住宅で、地上2階建て以下のもの）の所有者等に対し、当該建築物の耐震診断に要する費用、耐震改修工事に要する費用や倒壊した家屋における火災の発生防止設備の設置等の支援を継続するとともに、広報さって、市ホームページ、自治会への回覧、防災訓練等の機会を通して、制度活用の啓発活動を強化します。【危機管理防災課、建築指導課】

5) 治水施設の整備・減災に向けた取組の強化 (1-3)

○災害等の緊急情報を市民に速やかに伝えるための施設として、防災行政無線等を運用していますが、災害時の緊急情報が聞き取りにくい時もあることから、明確な情報伝達方法を検討します。 【危機管理防災課】

○災害発生時の迅速な救出・救命活動を実施するため、各種消防防災施設の更新整備や消防職員の養成、教育訓練による消防力の強化を推進します。 【危機管理防災課】

○準用・普通河川の維持管理計画、巡視マニュアルを策定するとともに、河川・下水道調整協議会等の場における埼玉県との連携により、河川施設の新設・改修・維持管理等を推進します。 【道路河川課、下水道課】

○老朽化した排水ポンプ等の河川施設の修復・復旧及び整備、非常用電源の確保、排水機場の耐震化等の施設強化を推進します。 【道路河川課】

○河川の浚渫・樹木伐採等による流下断面の維持や、災害時のパトロール体制の強化等を推進します。 【道路河川課】

○既存調整池の耐震化、調整容量の確保等を進めるとともに、維持管理計画に基づくパトロール、点検、維持・管理を推進します。 【道路河川課】

○新たな雨水貯留槽の設置を促進するため広報紙等によるPRを実施するとともに、市街化調整区域の浸水ハザードエリアにおける住宅の開発許可に関する都市計画法第34条第11・12号区域の見直しや、今後の降雨量の増加に向けて、施設整備等と合わせて、コンパクトシティ等のまちづくりやソフト対策（浸水シミュレーションの実施、洪水ハザードマップの更新、まちづくりのあり方、避難計画等）を推進します。

【危機管理防災課、道路河川課、建築指導課、都市計画課】

6) 鉄道施設の耐震化等による安全性の向上 (1-4)

○鉄道を横断する跨線橋や自由通路の維持・管理を推進します。 【道路河川課】

7) 自助と共助による地域単位の防災力の向上 (1-5)

○高齢者や障がい者への日常的な支援活動を通して、自主防災組織との連携を図り、避難行動要支援者の避難がスムーズに行えるよう、地域での見守り体制の構築や役割分担の明確化等を図ります。 【危機管理防災課、社会福祉課、介護福祉課】

8) 防災知識の普及啓発と災害情報の共有と市民への適切な提供 (1-5)

- 平常時から市の広報紙やインターネット等の様々な手段を用いて、市民に災害情報の提供・啓発を行うとともに、災害発生時には、防災中樞拠点として迅速に災害情報を伝達できるように、市役所庁舎内ネットワーク設備の充実を推進します。 【秘書課、政策課】
- 災害時に市民等へ緊急情報を速やかに伝えるために、防災行政無線等の情報伝達機器の維持・管理を平常時から実施するとともに、状況により放送等が聞き取りにくい場所や時があることから、明確な情報伝達方法を検討します。 【危機管理防災課】
- 防災知識の普及啓発と地域における防災対策や事前の備えを充実していくため、被災想定区域や避難場所などの防災関連施設の位置などを表示した地震ハザードマップ及び洪水ハザードマップを更新する。 【危機管理防災課】

2. 救助・救急・医療活動により人命を保護する

<対応するリスクシナリオとKPI>

2-1	救助・捜索活動が大量に発生し、対応が遅延する事態
2-2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
2-3	ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態

重要業績評価指標（KPI）	現況値（R3年度）	目標値（R10年度）
自主防災組織加入世帯割合	63%（H29年度）	70%（R5年度）
災害応援協定締結数	27件（H29年度）	32件（R5年度）

<対応方策>

1) 消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減（2-1）

○火災発生時の迅速な消火活動や災害発生時の迅速な救出・救命活動を実施するため、各種消防防災施設の更新整備や消防職員の養成、教育訓練による消防力の強化をさらに推進します。

【危機管理防災課】

○地域の消防・防災の要となる消防団に対する普及・啓発活動を推進し消防団員の加入促進を図るとともに、団員の教育訓練、研修会、消防操法大会の実施等を通して団員の資質の向上、消火活動の基礎づくりと消防人としての精神向上等を推進します。

【危機管理防災課】

○令和3（2021）年8月現在48団体の自主防災組織が活動していますが、更に、市の補助金制度により新規設立や活動の支援を推進します。また、災害時に自主的に活動を行うための中心的役割を担うリーダーを養成し、地域の実態に則した組織体制の構築や、防災講話等の実施による地域の防災意識の向上等を、引き続き推進します。

【危機管理防災課】

○災害等の緊急情報を市民に速やかに伝えるための施設として、防災行政無線等を運用していますが、災害時の緊急情報が聞き取りにくい時もあることから、明確な情報伝達方法を検討します。

【危機管理防災課】

2) 災害時医療体制の確保、医療スタッフの育成・確保（2-2）

○東部北地区輪番制病院の運営を補助するなど、平常時から地域における介護や在宅医療対象者の情報把握、介護・医療器具及び体制の充実、介護・医療関係者の研修、地域住民への普及等を実施していますが、引き続き、地域医療体制の強化、災害医療対応への体制づくり及

び災害時の救急・救命活動において、介護・医療を補助する消防職員、消防団員の資質向上を推進します。 【危機管理防災課、健康増進課、介護福祉課】

3) 清浄な水の早期供給開始と下水道の適切な処理及び施設の災害対応力強化 (2-3)

○「幸手市水道ビジョン」に基づき、敷設から年数が経過した老朽水道管や浄水場等の更新事業を推進します。 【水道管理課】

○大規模な災害により市街地が被災し水の供給が停止することのないよう、災害に強いまちづくりを推進するとともに、平常時から飲料水の備蓄を推進します。

【都市計画課、危機管理防災課、まちづくり課、水道管理課】

○被災地の下水道の早期回復を図るため、平常時から下水道や農業集落排水施設の維持管理、老朽化に対応したし尿処理施設の更新等を進めます。 【下水道課、環境課】

3. 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する

<対応するリスクシナリオとKPI>

3-1	沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態
3-2	信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態
3-3	旅客の輸送が長期間停止する事態
3-4	物資の輸送が長期間停止する事態
3-5	情報通信が輻輳・途絶する事態
3-6	情報の正確性の低下等により誤った情報が拡散する事態

重要業績評価指標（KPI）	現況値（R3年度）	目標値（R10年度）
都市計画道路整備率【再】	61%（H29年度）	64%（R5年度）
緊急メールの登録件数	1,962件（H29年度）	3,000件（R5年度）
ホームページアクセス数	17.2万人（H29年度）	19.0万人（R5年度）

<対応方策>

1) 住宅・建築物の耐震化等の促進（3-1）

○幸手市建築物耐震改修促進計画に基づき、地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の旧耐震基準建築物について、県と協力して耐震化の促進を図ります。 【建築指導課】

○住宅・建築物の倒壊により道路が閉塞しないように、建築後退による道路幅員の確保を誘導するとともに、都市計画道路等の整備を推進します。 【建築指導課、都市計画課】

2) 空き家対策の促進（3-1）

○市内の管理不十分な空き家については、「幸手市空き家等の適正管理に関する条例」に基づき助言・指導を実施するとともに、空き家バンクとの連携により、空き家の有効活用の促進を図ります。また、鉄道や道路沿線・沿道の空き家についても適正な維持管理、改修及び活用等の指導・助言を推進します。 【危機管理防災課、市民協働課】

3) 道路施設の安全性の向上（3-2）

○道路の交通安全施設（道路反射鏡、道路標識、防護柵、路面標示等）の整備を推進するとともに、これらの施設や道路にかかる樹木等の適正な維持・管理を実施し、地震による道路の閉塞防止を推進します。 【危機管理防災課】

4) 道路施設の耐震化等による安全性の向上 (3-3、3-4)

○地震により、道路や橋りょうが損壊することのないよう、平常時から道路や橋りょうの維持・管理及び耐震化を推進します。また、災害時に、道路付属物や街路樹等により道路が閉塞することのないよう維持管理を推進します。 【道路河川課、都市計画課】

5) 鉄道施設の耐震化等による安全性の向上 (3-3)

○鉄道を横断する跨線橋や自由通路の維持・管理を推進します。 【道路河川課】

6) 帰宅困難者等の一時滞在施設の確保と帰宅支援 (3-3)

○災害により鉄道が停止又は被災した際に帰宅できない市民や来訪者の発生が想定されます。遠方の帰宅困難者には、食料・水等を提供するとともに、一時滞在施設の提供を図ります。また、市内居住者についても、公共交通による輸送を速やかに再開できるよう、平常時から交通事業者との連携を図ります。 【危機管理防災課】

7) 道路ネットワークの整備・通行の確保 (3-3、3-4)

○道路の交通安全施設（道路反射鏡、道路標識、防護柵、路面標示等）の整備を推進するとともに、これらの施設や道路にかかる樹木等の適正な維持・管理を実施し、地震による道路の閉塞防止に努めます。また、都市計画道路等の整備に当たっては、電線地中化を検討します。 【都市計画課】

8) 情報通信体制の強化 (3-5)

○災害発生時に、迅速に災害情報を市民に伝達できるよう、防災行政無線等の機器の維持・管理を実施するとともに、災害により停電となり、電話やインターネットが使用不能な事態に陥っても、市民に災害情報を速やかに伝達できる体制の構築を検討します。 【危機管理防災課】

○平常時から庁内のOA機器の更新、メンテナンスを行うことにより、庁内事務の効率化を図るとともに、災害時に市役所機能の迅速な立ち上がりが可能な体制づくりを推進します。 【政策課、議会事務局】

9) 災害情報の共有と市民への適切な提供 (3-6)

○災害発生時に、迅速に災害情報を市民に伝達できるよう、防災行政無線等の機器の維持・管理を実施するとともに、災害により停電となり、電話やインターネットが使用不能な事態に陥っても、市民に災害情報を速やかに伝達できる独自の情報伝達機器の整備や、早期の復旧・復興に取り組めるよう市民情報システム等の構築を検討します。

【秘書課、政策課、危機管理防災課】

○災害発生時、市民が相互に連絡を取り合い、情報を確認し、助け合えるよう、自主防災組織の育成・支援を平常時から推進します。

【危機管理防災課】

4. 必要不可欠な行政機能を確保する

<対応するリスクシナリオとKPI>

4-1	被災等により治安が悪化する事態
4-2	市の行政機能が低下する中で緊急対応行政需要が大量に発生する事態

重要業績評価指標（KPI）	現況値（R3年度）	目標値（R10年度）
自主防犯団体数	52 団体（H29 年度）	62 団体（R5 年度）
市管理防犯灯 LED 切替比率	41%（H29 年度）	100%（R5 年度）
自治会管理街路灯の LED 切替比率	71%（H29 年度）	100%（R5 年度）
危機管理個別マニュアルの策定数	26 件（H29 年度）	50 件（R5 年度）

<対応方策>

1) 関係機関との平常時からの連携関係の確立（4-1、4-2）

○大規模災害が発生した際に、市役所機能の早期復旧を図るため、業務継続計画（BCP）や地域防災計画の更新等を推進します。 【危機管理防災課】

2) 市民情報システム等の早期回復（4-2）

○災害による多数の死者や行方不明者の発生に際し、戸籍情報を早急に復旧し、迅速な本人特定を行います。 【市民課】

○災害からの早期復旧のために、平常時から市民情報の集中管理と管理体制の強化を行い、罹災証明等の迅速な発行を可能とする体制づくりを推進します。

【危機管理防災課、市民課】

3) 総合的な防犯対策の推進（4-1）

○「幸手市防犯のまちづくり推進条例」に基づき、警察署及び幸手地区防犯協会との連携により、地域における犯罪の発生状況の把握、防犯パトロール、防犯啓発活動等を実施するとともに、災害時の犯罪発生防止に関する心得等の啓発活動を推進します。また、管理の行き届いていない空き家について、持ち主に適正な管理を呼びかけます。 【危機管理防災課】

○平常時からの街路灯の管理及び地域における街路灯設置、LED化等を支援します。

【市民協働課】

5. 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する

<対応するリスクシナリオとKPI>

5-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
5-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
5-3	取水停止等により、給水停止が長期化する事態
5-4	汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態
5-5	地域活動の担い手不足や感染症の発生等により、避難所等の生活環境が悪化する事態

重要業績評価指標（KPI）	現況値（R3年度）	目標値（R10年度）
ボランティア登録団体数	25 団体（H29 年度）	30 団体（R5 年度）

<対応方策>

1) 道路施設の耐震化等による安全性の向上（5-1）

○地震により、道路や橋りょうが損壊することのないよう、平常時から道路や橋りょうの維持・管理及び耐震化を推進します。また、災害時に、道路付属物や街路樹等により道路が閉塞することのないよう維持管理を推進します。 【道路河川課、都市計画課】

2) 道路ネットワークの整備・通行の確保（5-1）

○平常時から道路の維持管理を推進し、災害に強い道路ネットワークの構築を推進します。 【道路河川課、都市計画課】

3) 自助と共助による地域単位の防災力の向上（5-1）

○地震などにより交通ネットワークが閉塞し、供給が停止した場合、食料や水等の物資が不足しないように、応急物資の備蓄を推進します。 【危機管理防災課】

4) 電気・ガス等のエネルギー供給体制の強化（5-2）

○電気、ガス等の途絶に際し、防災拠点や避難所での応急対応のため、受変電設備の更新や燃料の備蓄を推進していきます。 【総務課、危機管理防災課】

5) 再生可能エネルギー等の代替エネルギーの確保 (5-2)

○太陽光発電の設置等の創エネルギー、省エネルギー設備の導入に向けた啓発を推進します。

【環境課】

6) 次世代技術の活用に向けた取組の推進 (5-2)

○現在、適用できる事業はありません。国土強靱化を図るため、「次世代技術を活用した省エネルギー・創エネルギー社会の実現に向けた取組」を検討することが考えられます。

7) 清浄な水の早期供給再開と施設の災害対応力強化 (5-3)

○災害時でも、安定的な上水の供給が可能となるよう、引き続き、管路や浄水場等の耐震化や更新を計画的に推進します。

【水道管理課】

○農業用水を安定的に供給するため、引き続き、農業用水施設の維持管理・更新を行うとともに、施設等の老朽化に応じて改修工事等を実施して行きます。

【農業振興課】

8) 市街地等で発生する下水等の適切な処理と施設の災害対応力の強化 (5-4)

○単独処理浄化槽又は汲み取り便槽から、生活排水をすべて処理できる災害に強い合併処理浄化槽へ転換した者へ補助金を交付するなど、合併処理浄化槽への転換を促進します。

【環境課】

○公共下水道の普及に努めるとともに、公共下水道の耐震化、耐水化、農業集落排水施設の耐水化、汚水処理施設の耐水化、非常用電源の確保や非常用燃料の備蓄等の災害対応力の強化を推進します。

【環境課、下水道課】

○し尿処理施設、汚水処理施設の維持管理を推進するとともに、施設が被災し、使用不能となった場合に備え、他市町村との連携や簡易トイレの備蓄等の体制強化を推進します。

【環境課、危機管理防災課】

9) 関係機関との平常時からの連携関係の確立 (5-5)

○自主防災組織の設立・育成の支援、災害時に自主的に活動を行うための中心的役割を担うリーダーの養成、地域の消防防災の要となる消防団に対する普及啓発活動や消防団員の加入促進等、地域の防災力の向上につながる取組を推進します。

【介護福祉課、危機管理防災課】

10) 避難所の公衆衛生と生活の質の確保 (5-5)

○避難所で、避難者が安心・安全に避難生活が送れるように、引き続き、消耗品や災害用資機材等の備蓄倉庫の整備を推進します。 【危機管理防災課】

11) 感染症対策の強化 (5-5)

○避難所や被災地での感染症の発生を予防するため、平常時から市民への予防接種の普及・啓発を進めていきます。 【健康増進課】

6. 経済活動の機能を維持する

<対応するリスクシナリオとKPI>

6-1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
-----	---------------------

重要業績評価指標（KPI）	現況値（R3年度）	目標値（R10年度）
多面的機能支援事業の活動組織数	8（R2年度）	10（R8年度）

<対応方策>

1) 平常時からの農業生産の確保（6-1）

○平常時から、農業の振興、農業基盤の整備、新たな農産物の生産、農業の担い手の育成、荒廃農地の発生防止等、農業生産環境の維持・保全に取り組み、災害に強い農業生産体制や農業基盤づくりを推進します。 【農業振興課】

2) 平常時からの産業創出（6-1）

○商工業、観光の振興のため、平常時から商工会や商業団体等の充実強化や人材の育成・確保、新規産業の創業支援等に取り組むとともに、中心市街地の活性化や観光資源の発掘・PRなどを推進します。 【商工観光課】

3) 産業機能の維持（6-1）

○産業団地及び工業団地の相談業務や企業支援を推進します。 【商工観光課】

7. 二次災害を発生させない

<対応するリスクシナリオとKPI>

7-1	消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態
7-2	洪水抑制機能が大幅に低下する事態
7-3	危険物・有害物質等が流出する事態

重要業績評価指標（KPI）	現況値（R3年度）	目標値（R10年度）
市民1人当たり都市公園面積【再】	8.52㎡（H29年度）	11.39㎡（R5年度）

<対応方策>

1) 消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減（7-1）

○火災発生時の迅速な消火活動や災害発生時の迅速な救出・救命活動を実施するため、埼玉東部消防組合に属し、消防力の強化を推進するとともに、地域の消防・防災の要となる消防団の普及・啓発活動を推進し消防団員の加入促進を図るとともに、団員の教育訓練、研修会、消防操法大会の実施等を通して団員の資質の向上、消火活動の基礎づくりと消防人としての精神向上等を推進します。【危機管理防災課】

○令和3（2021）年8月現在48団体の自主防災組織が活動していますが、更に、市の補助金制度により新規設立や活動の支援を推進します。また、災害時に自主的に活動を行うための中心的役割を担うリーダーを養成し、地域の実態に則した組織体制の構築や、防災講話等の実施による地域の防災意識の向上等を推進します。【危機管理防災課】

○災害等の緊急情報を市民に速やかに伝えるための施設として、防災行政無線等を運用していますが、災害時の緊急情報が聞き取りにくい時もあることから、明確な情報伝達方法を検討します。【危機管理防災課】

2) 災害に強い都市づくり（7-1）

○コンパクトシティの形成や地域防災計画、国土強靱化計画等の推進、広域連携等を推進するとともに、都市計画道路の整備と電線地中化、狭あい道路の整備、公園整備と防災施設の整備、土地区画整理事業等を実施し、災害に強いまちづくりを推進します。また、空き家対策の充実や災害情報等の伝達手段の整備を併わせて推進します。

【危機管理防災課、都市計画課、道路河川課、建築指導課、まちづくり事業課】

3) 治水施設の整備・減災に向けた取組の強化 (7-2)

○災害等の緊急情報を市民に速やかに伝えるための施設として、防災行政無線等を運用していますが、災害時の緊急情報が聞き取りにくい時もあることから、メール配信やテレホンサービス以外の情報伝達方法の検討等も推進します。 【危機管理防災課】

○地域の消防・防災の要となる消防団の普及・啓発活動を推進し消防団員の加入促進を図るとともに、団員の教育訓練、研修会、消防操法大会の実施等を通して団員の資質の向上を図ります。 【危機管理防災課】

○準用・普通河川の維持管理計画、巡視マニュアルを策定するとともに、河川・下水道調整協議会等の場における埼玉県との連携により、河川施設の新設・改修・維持管理等を推進します。また、河川の浚渫・樹木伐採等による流下断面の維持や、災害時（水害、地震）のパトロール体制の強化等を推進します。 【道路河川課、下水道課】

○老朽化した排水ポンプ等の河川施設の修復・復旧及び整備、非常用電源の確保、排水機場の耐震化等の施設強化を推進します。 【道路河川課】

○農業用水の安定的供給や農地排水機能を確保するための農業用排水路等の農業水利施設の改修を推進します。 【農業振興課】

○新たな雨水貯留槽の設置を促進するため広報紙等によるPRを実施するとともに、市街化調整区域の浸水ハザードエリアにおける住宅の開発許可に関する都市計画法第34条第11・12号区域の見直しや、今後の降雨量の増加に向けて、施設整備等と合わせてコンパクトシティ等のまちづくりやソフト対策（浸水シミュレーションの実施、まちづくりのあり方、避難計画等）を推進します。 【道路河川課、建築指導課、都市計画課】

4) 有害物質等の流出対策の確実な実施 (7-3)

○有害物質を使用している老朽設備や、解体に当たって有害物質の発生が想定されるごみ処理施設等の公共施設について、有害物質の事前調査や廃棄方法の検討を実施します。 【環境課】

○有害物質を使用している、あるいは発生が想定される設備や施設、及び適正処理困難物等については、平常時から処理知識の習得を心がけます。 【環境課】

8. 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

<対応するリスクシナリオとKPI>

8-1	大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態
8-2	市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-3	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態
8-4	耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態
8-5	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
8-6	労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態
8-7	被害認定調査、罹災証明書交付、応急仮設住宅の供給の遅れ等により、市民生活の再建が遅れる事態

重要業績評価指標（KPI）	現況値（R3年度）	目標値（R10年度）
災害応援協定締結数【再】	27件（H29年度）	32件（R5年度）
ボランティア登録団体数【再】	25団体（H29年度）	30団体（R5年度）

<対応方策>

1) 災害廃棄物の適正処理の推進（8-1）

○大規模な災害が発生した場合、収集運搬に必要な人員や車両の確保、処理施設の被災等とともに、大量の災害廃棄物が発生し、一般ごみの処理も困難となる可能性があることから、災害時の処理体制の構築を推進します。また、施設の被災に備え、地域防災計画等において、広域連携や体制の強化、代替処理体制の確保等を検討します。 【危機管理防災課、環境課】

2) 道路施設の耐震化等による安全性の向上（8-2）

○地震や水害により道路が閉塞しないように、平常時から道路や橋りょうの維持・管理・改良に努め、道路、橋りょうの耐震化や道路排水機能の強化、都市計画道路等での電線地中化の検討を図るとともに、平常時から災害に備えて応急対応の技術習得や資機材の整備拡充に努め、災害に強い道路網の形成を推進します。 【道路河川課、都市計画課、危機管理防災課】

3) 計画的な土地利用と道路境界等の明確化 (8-3)

○災害等で土地の形状が変化し、被災対象地区の土地の境界が不明あるいは消失することにより復興、復旧が遅れる・できない事態に陥らないように、道路等（官地）と民地の境界及び道路幅員等の確定作業を実施し、合わせて、道路台帳の更新を実施します。 【道路河川課】

○建物が再建される際に、適切に住所が付定されるよう、住居表示を早期に復旧します。

【市民課】

4) 都市の復興に向けた事前の取組の強化 (8-3、8-7)

○災害時の迅速な復旧・復興を図るため、「事前復興計画」の策定や「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン（国交省）」に基づく「復興まちづくりイメージトレーニング」などの実施の検討を行うとともに、応急危険度判定士の養成や住宅事業者との事前協定の締結等を推進します。また、空き家所有者の特定を進めます。 【危機管理防災課】

5) 農業生産基盤等の整備 (8-4)

○農業の振興、農業基盤の整備、新たな農産物の生産、農業の担い手の育成等を、引き続き推進することにより、荒廃農地の発生・増加を防止するとともに、その解消に努め、農業・農村の良好な環境の保全に取り組みます。 【農業振興課】

6) 治水施設の整備・減災に向けた取組の強化 (8-5)

○河川・下水道事業調整会議等の場において、埼玉県と連携しつつ、準用・普通河川の計画的な維持・管理を継続するとともに、浚渫・樹木伐採等による流下断面の維持や大規模災害時の施設の耐震化、排水ポンプの非常用電源の確保、排水機場の耐震化等の施設強化を引き続き実施するとともに、災害時（水害、地震）のパトロール体制の強化等を推進します。

【都市計画課、道路河川課、下水道課】

○市街化調整区域の浸水ハザードエリアにおける住宅の開発許可に関する都市計画法第 34 条第 11・12 号区域の見直しの検討を推進します。 【建築指導課】

○今後の降雨量の増加に向けて、調整池の維持・管理を行うとともに、住宅地等での雨水貯留槽の設置を促進します。また、施設整備等と合わせて、コンパクトなまちづくりによる浸水

被害の減少やソフト対策について（浸水シミュレーションの実施、まちづくりのあり方、避難計画等）促進します。 【都市計画課、道路河川課】

- 災害等の緊急情報を市民に速やかに伝えるための施設として防災行政無線等を運用するとともに、地域住民相互が声掛け、協力しながら避難する共助体制や、消防団の強化等の自主防災力の育成・強化を推進します。 【危機管理防災課】

7) 産業を担う人材の育成・確保 (8-6)

- 平常時から、本市の観光資源のPR、観光施設やイベントの運営、商工業の振興、中心市街地のにぎわいづくり等を通して、市内産業を担う人材の育成、確保を図り、いざ災害という時に地域と連携して、復旧・復興を担う若者や技術者の確保を目指します。

【商工観光課、危機管理防災課】

8) 市民情報システム等の早期回復 (8-7)

- 災害発生からの早期復旧のために、迅速に罹災証明書を発行できる体制を確立します。

【危機管理防災課、市民課】

第5章 計画の進捗管理

1. 重点化及び優先すべき推進方策

設定した32のリスクシナリオについて、本市が想定する大規模自然災害に対するリスクの大きさや緊急度等を踏まえ、「人命の保護」を最優先として、4つの基本目標に対する効果や緊急度の視点から、合計13の重点化及び優先すべきリスクシナリオを選定しました。

重点化及び優先すべきリスクシナリオのプログラム（施策群）は、特に強化・促進する必要があるプログラム（施策群）として位置づけられます。

■ 重点化等の視点

重点化等の視点	説明
影響の大きさ	当該施策を講じない場合、大規模自然災害の発生時において、町民の生命や財産及び社会経済システムにどの程度の影響を及ぼすか。
緊急度	当該施策の緊急性がどの程度高いか。
施策の進捗	当該施策に係る指標（現状値又は目標値）等に照らし、どの程度施策の進捗を向上させる必要があるか。
平常時の効用	当該施策が大規模自然災害の発生時のみならず、地域活性化や産業振興など平常時の課題解決にも有効に機能するか。

■ 重点化及び優先すべきリスクシナリオ

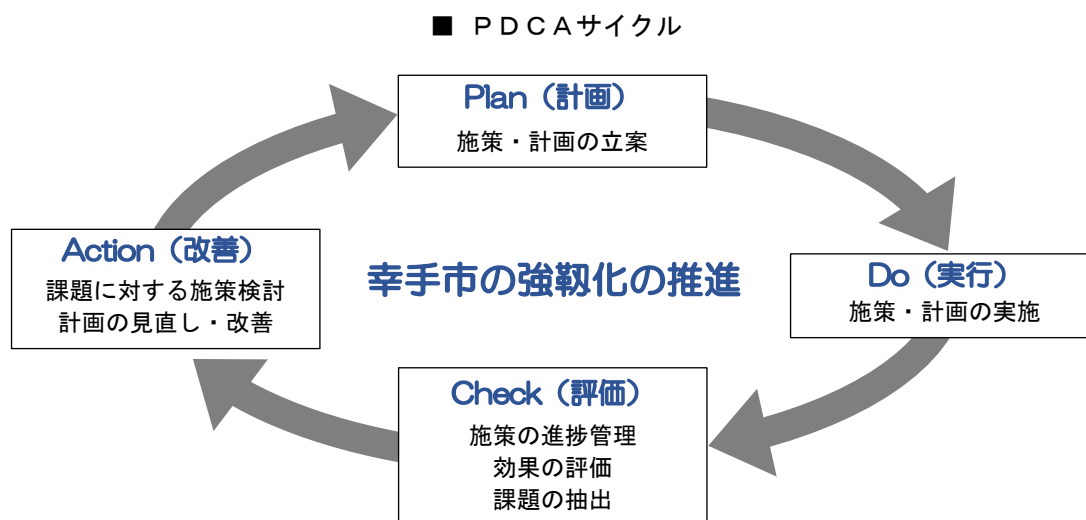
番号	重点化及び優先すべきリスクシナリオ
1-1	火災により、多数の死傷者が発生する事態
1-2	建築物等の倒壊により、多数の死傷者が発生する事態
1-3	異常気象（浸水・竜巻等）による多数の死傷者が発生する事態
1-4	列車の転覆等交通機関の被害等により、多数の死傷者が発生する事態
1-5	災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
2-1	救助・捜索活動が大量に発生し、対応が遅延する事態
2-2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
3-4	物資の輸送が長期間停止する事態
4-2	市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態
5-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
5-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
5-3	取水停止等により、給水停止が長期化する事態
6-1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態

2. 推進体制

各リスクシナリオのプログラムは、市の担当部局等の横断的な施策（事業）群であり、いずれも一つの担当部局の枠の中で実現できるものではありません。従って、全庁一丸となって推進していくことに加え、国・県、関係団体、民間事業者及び市民等との連携・協力体制のもとに進めていきます。

3. 進捗状況の把握

国土強靱化の取組を着実に推進するため、各施策の取り組みにおける関連事業について、毎年度「事業一覧」として把握し、事業の明確化を図ることで、先に掲げた重要業績評価指標（KPI）等を活用して計画の達成状況を確認しつつ、PDCAサイクルに基づく進捗管理を実施します。



4. 計画の見直し

本計画は、第6次幸手市総合振興計画に定められた様々な取組と整合を図りながら、市のあらゆる分野別計画の指針として位置づけられることから、関連する計画を見直す際には、本計画との整合性を図るものとします。

従って、本計画は、幸手市総合振興計画の改定に合わせて計画内容の見直しを行うとともに、社会状況の変化や進捗状況の結果を踏まえ、PDCAサイクルを検証することにより、計画期間の途中であっても、必要に応じて見直しを行うものとします。

資料編

資料1 国土強靱化に向けた脆弱性評価結果

以下では、個別事業について、事業そのものの特性と現在の取組状況を指標として、次の考え方により評価しました。

この時、Aの領域に該当する事業は、引き続き、事業を継続することで強靱化に対する効果が得られると判断でき、B～Dの各領域に該当する事業は強靱化という観点において何らかの工夫や改善が必要であると判断されることから、今後のあり方等を検討する事業として評価します。

■ 事業評価の考え方

		取組状況			
		十分 取組めている	概ね 取組めている	多少 取組めている	取組めて いない
施策（事業） の特性	防災・減災対策を直接の目的とした事業である	A (継続)		B (取組強化を検討)	
		C (取組方法を検討)		D (見直しを検討)	
	防災・減災対策を直接の目的とした事業ではない	C (取組方法を検討)		D (見直しを検討)	
		C (取組方法を検討)		D (見直しを検討)	

1. 被害の発生抑制により人命を保護する

1-1	火災により、多数の死傷者が発生する事態
<p>(1) 発生する事態の具体的状況の例</p> <p>大規模地震の発生により、市内各所で火災が発生する。火災発生場所周辺の建築物に閉じ込められた人等が避難できない状況となり、多くの死傷者が発生する。</p>	
<p>(2) リスクシナリオを回避するための主要施策と現在の取組事業</p>	
<p>施策1：消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織の育成・支援事業（危機管理防災課） ・ 消防団運営事業（危機管理防災課） ・ 防災行政無線等維持管理事業（危機管理防災課） ・ 東部消防組合幸手消防署庁舎更新事業（危機管理防災課） 	<p>事業評価</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>
<p>施策2：災害に強い都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国土強靱化地域計画推進事業（危機管理防災課） ・ 地域防災計画等更新事業（危機管理防災課） ・ 都市計画事業（都市計画課） ・ 都市計画道路（市道）整備事業（都市計画課） ・ 公園整備・管理事業（都市計画課） ・ 道路改良事業（道路河川課） ・ 建築後退用地等買収事業（建築指導課） ・ 幸手駅西口土地区画整理事業（まちづくり事業課） 	<p>事業評価</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>C</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>A</p>
<p>(3) 強靱化に向けた評価</p> <p>引き続き、現在の取組を推進するとともに、更なる強靱化を進めるに当たっては、以下の取組について検討することが望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンパクトシティの形成による災害に強いまちづくりの推進（都市計画課）施策2 ・ 杉戸町、宮代町との広域連携による効果的な都市計画の推進（都市計画課）施策2 ・ 避難路における道路改良の推進（道路河川課）施策2 ・ 災害情報等の多様な伝達手段の確保（危機管理防災課）施策1 ・ 都市計画道路における電線地中化の推進（都市計画課）施策2 ・ 公園における防火林の植樹、かまどベンチ等の防災施設の整備（都市計画課）：施策2 ・ 4m未満の狭あい道路の解消（建築指導課）施策2 	

1-2	建築物等の倒壊により、多数の死傷者が発生する事態
<u>(1) 発生する事態の具体的状況の例</u>	
耐震化が不十分な不特定多数の人が利用する店舗や公共建築物、住宅等の倒壊により、多くの死傷者が発生する。	
<u>(2) リスクシナリオを回避するための主要施策と現在の取組事業</u>	
施策1：公共建築物の災害対応力の向上	事業評価
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市役所本庁舎整備事業（施設整備課） ・ 児童館管理運営事業（こども支援課） ・ 図書館管理運営事業（社会教育課） ・ 校舎大規模改修事業（総務課） ・ 体育館大規模改修事業（総務課） ・ 総合公園等体育施設管理事業（社会教育課） ・ 武道館管理運営事業（社会教育課） ・ 市民文化体育館管理事業（社会教育課） ・ 文化遺産保存公開事業（社会教育課） ・ 郷土資料館管理事業（社会教育課） ・ 公民館維持管理事業（社会教育課） ・ コミュニティセンター管理運営事業（市民協働課） ・ 保健福祉総合センター施設等管理事業（社会福祉課） ・ 障害者自立支援施設管理運営事業（社会福祉課） ・ 老人福祉センター管理運営事業（介護福祉課） ・ 桜泉園管理棟管理運営事業（環境課） ・ 勤労福祉会館管理運営事業（商工観光課） ・ 保育所運営事業（こども支援課） ・ 放課後児童健全育成事業（こども支援課） ・ 学校施設維持管理事業（総務課） 	<ul style="list-style-type: none"> B A A B B A A A A B A A A A A A A A B A A B
施策2：住宅・建築物の耐震化等の促進	事業評価
<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家対策事業（危機管理防災課） ・ 耐震改修促進事業（建築指導課） 	<ul style="list-style-type: none"> A B
施策3：災害に強い都市づくり	事業評価
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国土強靱化地域計画推進事業（危機管理防災課）【再】 ・ 地域防災計画等更新事業（危機管理防災課）【再】 ・ 都市計画事業（都市計画課）【再】 	<ul style="list-style-type: none"> A A C

(3) 強靱化に向けた評価

引き続き、現在の取組を推進するとともに、更なる強靱化を進めるに当たっては、以下の取組について検討することが望まれる。

- 市役所本庁舎の防災中枢拠点としての防災機能の強化（施設整備課）施策 1
- コンパクトシティの形成による災害に強いまちづくりの推進（都市計画課）【再】
施策 3
- 杉戸町、宮代町との広域連携による効果的な都市計画の推進（都市計画課）【再】
施策 3
- 指定管理者の避難所訓練への参加促進（都市計画課、社会教育課、社会福祉課、市民協働課）施策 3
- 福祉避難所設置・運営マニュアルの更新及び充実（社会福祉課）施策 3

1-3	異常気象（浸水・竜巻等）による多数の死傷者が発生する事態
<p><u>（1）発生する事態の具体的状況の例</u></p>	
<p>大型台風の来襲等による長時間にわたる大雨や、近年多発する集中豪雨等により、河川堤防が決壊し、大量の水が市街地に流入し浸水することにより、多くの死傷者が発生する。</p>	
<p><u>（2）リスクシナリオを回避するための主要施策と現在の取組事業</u></p>	
<p>施策1：治水施設の整備・減災に向けた取組の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政無線等維持管理事業（危機管理防災課）【再】 ・ 自主防災組織の育成・支援事業（危機管理防災課）【再】 ・ 地域防災計画等更新事業（危機管理防災課）【再】 ・ 都市計画事業（都市計画課）【再】 ・ 河川・ポンプ場維持事業（道路河川課） ・ 河川・ポンプ場整備事業（道路河川課） ・ 調整池・流域貯留施設維持事業（道路河川課） ・ 雨水対策整備事業（道路河川課） ・ 雨水対策事業（事前調査）（下水道課） ・ 都市計画法第34条第11・12号区域変更事業（建築指導課） 	<p>事業評価</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>C</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>A</p>
<p><u>（3）強靱化に向けた評価</u></p>	
<p>引き続き、現在の取組を推進するとともに、更なる強靱化を進めるに当たっては、以下の取組について検討することが望まれる。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川・下水道事業調整協議会における対策手法の検討・事業の推進（道路河川課・下水道課）施策1 ・ コンパクトシティの形成による災害に強いまちづくりの推進（都市計画課）【再】 施策1 ・ 杉戸町、宮代町との広域連携による効果的な都市計画の推進（都市計画課）【再】 施策1 ・ ポンプ場の非常電源装置の設置、排水機場の耐水化の推進（道路河川課） 施策1 ・ 準用河川等の管理施設の耐震化の推進（道路河川課） 施策1 ・ コンパクトシティや避難計画等、他事業と連動した浸水対策の推進（道路河川課） 施策1 ・ 調整池（鋼矢板護岸等）の耐震化の推進（道路河川課） 施策1 ・ 雨水貯留槽設置費助成事業の拡充（道路河川課） 施策1 ・ 災害情報等の多様な伝達手段の確保（危機管理防災課）【再】 施策1 	

1-4	列車の転覆等交通機関の被害等により、多数の死傷者が発生する事態
<p><u>(1) 発生する事態の具体的状況の例</u></p>	
<p>災害の発生により、列車、車両が転覆することにより、多くの死傷者が発生する。</p>	
<p><u>(2) リスクシナリオを回避するための主要施策と現在の取組事業</u></p>	
<p>施策1：鉄道施設の耐震化等による安全性の向上</p>	<p>事業評価</p>
<ul style="list-style-type: none"> • 橋りょう維持事業（道路河川課） 	<p>A</p>
<ul style="list-style-type: none"> • 道路維持事業（道路河川課） 	<p>A</p>
<p><u>(3) 強靱化に向けた評価</u></p>	
<p>引き続き、現在の取組を推進する。施策1</p>	

1-5	災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
<u>(1) 発生する事態の具体的状況の例</u>	
<p>防災中枢拠点施設等の被災や情報通信の輻輳・途絶により必要な災害情報の取得ができない、伝達が遅れることにより、避難指示等に遅れが生じる、あるいは、市民の災害に関する知識や認識が不足しており、避難が遅れる等により、多くの要救助者、行方不明者が発生する。</p>	
<u>(2) リスクシナリオを回避するための主要施策と現在の取組事業</u>	
施策1：自助と共助による地域単位の防災力の向上	事業評価
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい児・者施策推進事業（社会福祉課） 	C
<ul style="list-style-type: none"> ・ 包括的支援事業（介護福祉課） 	C
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織の育成・支援（危機管理防災課）【再】 	A
施策2：防災知識の普及啓発	事業評価
<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政無線等維持管理事業（危機管理防災課）【再】 	A
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域防災計画等更新事業（危機管理防災課）【再】 	A
<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネットホームページ運用事業（秘書課） 	A
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報さつて等発行事業（秘書課） 	A
<ul style="list-style-type: none"> ・ OA機器整備事業（政策課） 	C
施策3：災害情報の共有と市民への適切な提供	事業評価
<p>（施策2の各事業と同じ）</p>	—
<u>(3) 強靱化に向けた評価</u>	
<p>引き続き、現在の取組を推進するとともに、更なる強靱化を進めるに当たっては、以下の取組について検討することが望まれる。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動要支援者個別避難計画の策定による避難行動要支援者の支援体制の強化 	
<p style="padding-left: 40px;">（危機管理防災課、社会福祉課、介護福祉課）施策1</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい児・者に対する災害時にも役立つ日常生活用具の給付による防災対策の強化 	
<p style="padding-left: 40px;">（社会福祉課）施策1</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 幸手市高齢者・障害者地域見守り支援ネットワークと関係機関への防災チラシの配布による防災意識の醸成（社会福祉課・介護福祉課）施策2、3 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害情報等の多様な伝達手段の確保（危機管理防災課）【再】施策2、3 	

2. 救助・救急・医療活動により人命を保護する

2-1	救助・捜索活動が大量に発生し、対応が遅延する事態								
<p>(1) 発生する事態の具体的状況の例</p> <p>避難開始の遅れ等により、多くの要救助者・行方不明者が発生し、救助・救急活動が大量に発生する。また、消防・警察施設の被災により、救助・捜索活動を行う人員や設備が不足し、救助・捜索活動が遅延する。</p>									
<p>(2) リスクシナリオを回避するための主要施策と現在の取組事業</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">施策1：消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減</th> <th style="text-align: right;">事業評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 自主防災組織の育成・支援事業（危機管理防災課）【再】</td> <td style="text-align: right;">A</td> </tr> <tr> <td>・ 消防団運営事業（危機管理防災課）【再】</td> <td style="text-align: right;">A</td> </tr> <tr> <td>・ 防災行政無線等維持管理事業（危機管理防災課）【再】</td> <td style="text-align: right;">A</td> </tr> </tbody> </table>		施策1：消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減	事業評価	・ 自主防災組織の育成・支援事業（危機管理防災課）【再】	A	・ 消防団運営事業（危機管理防災課）【再】	A	・ 防災行政無線等維持管理事業（危機管理防災課）【再】	A
施策1：消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減	事業評価								
・ 自主防災組織の育成・支援事業（危機管理防災課）【再】	A								
・ 消防団運営事業（危機管理防災課）【再】	A								
・ 防災行政無線等維持管理事業（危機管理防災課）【再】	A								
<p>(3) 強靱化に向けた評価</p> <p>引き続き、現在の取組を推進するとともに、更なる強靱化を進めるに当たっては、以下の取組について検討することが望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害情報等の多様な伝達手段の確保（危機管理防災課）【再】 施策1 									

2-2 医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態

(1) 発生する事態の具体的状況の例

医療機関の被災により医療活動に必要な医療施設・医薬品・衛生材料等の資源が喪失し、被災負傷者や入院患者等に医療を提供できなくなる。また、負傷者が大量に発生することにより、医療スタッフが不足する。

(2) リスクシナリオを回避するための主要施策と現在の取組事業

施策	事業評価
施策1：災害時医療体制の確保	事業評価
・ 消防団運営事業（危機管理防災課）【再】	A
・ 応急物資等の確保事業（危機管理防災課）	A
・ 在宅医療・介護連携推進事業（介護福祉課）	C
・ 一般介護予防事業（介護福祉課）	C
施策2：医療スタッフの育成・確保	事業評価
・ 地域医療運営事業（健康増進課）	A

(3) 強靱化に向けた評価

引き続き、現在の取組を推進するとともに、更なる強靱化を進めるに当たっては、以下の取組について検討することが望まれる。

- ・ 暮らしの保健室や一般介護予防事業を通じた高齢者等の防災意識の醸成（防災チラシの配布等）による災害時の負傷者や入院患者等の減少（介護福祉課）施策1
- ・ 応急物資備蓄倉庫の増設（危機管理防災課）施策1
- ・ 家庭内備蓄（ストック）の周知・奨励（危機管理防災課）施策1

2-3 ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態

(1) 発生する事態の具体的状況の例

地震により、変電所や発電所が被災し電気の供給が長期間ストップする、上水道施設が破損する等により、上水の供給が停止し、下水の処理ができなくなることにより、地域の衛生状態が悪化する。

(2) リスクシナリオを回避するための主要施策と現在の取組事業

施策1：清浄な水の早期供給再開と下水等の適切な処理及び施設の災害対応力強化

	事業評価
・ 都市計画事業（都市計画課）【再】	C
・ 幸手駅西口土地区画整理事業（まちづくり事業課）【再】	A
・ 下水道施設維持管理事業（下水道課）	A
・ 農業集落排水施設維持管理事業（下水道課）	A
・ し尿処理施設維持管理事業（環境課）	A
・ 老朽管更新事業（水道管理課）	A
・ 浄水場施設更新事業（水道管理課）	A

(3) 強靱化に向けた評価

引き続き、現在の取組を推進するとともに、更なる強靱化を進めるに当たっては、以下の取組について検討することが望まれる。

- ・ コンパクトシティの形成による災害に強いまちづくりの推進
（都市計画課）【再】 施策1
- ・ 杉戸町、宮代町との広域連携による効果的な都市計画の推進
（都市計画課）【再】 施策1
- ・ 汚水中継ポンプ場の耐震・耐水化の推進、排水ポンプ車の確保（下水道課） 施策1
- ・ 汚水中継ポンプ場、マンホールポンプ稼働のための発電設備、電力の確保
（下水道課） 施策1
- ・ 農業集落排水処理施設の耐水化の推進、仮設浄化槽の確保（下水道課） 施策1
- ・ 農業集落排水処理施設の備蓄燃料の充実（下水道課） 施策1
- ・ 災害時のし尿処理施設の使用不能を想定した平常時からの他市町村との連携・体制の強化（環境課） 施策1
- ・ 制水弁の適正な配置による濁水拡大等に係る被害軽減（水道管理課） 施策1

3. 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する

3-1	沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態
<p>(1) 発生する事態の具体的状況の例</p> <p>地震等により、沿線・沿道の建築物が倒壊・破損し、倒壊した建築物等により道路・線路が閉塞する。</p>	
<p>(2) リスクシナリオを回避するための主要施策と現在の取組事業</p>	
<p>施策1：住宅・建築物の耐震化等の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震改修促進事業（建築指導課）【再】 ・ 都市計画事業（都市計画課）【再】 ・ 建築後退用地等買収事業（建築指導課）【再】 	<p>事業評価</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>A</p>
<p>施策2：空き家対策の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家対策事業（危機管理防災課）【再】 ・ 空き家バンク実施事業（市民協働課） 	<p>事業評価</p> <p>A</p> <p>C</p>
<p>(3) 強靱化に向けた評価</p> <p>引き続き、現在の取組を推進するとともに、更なる強靱化を進めるに当たっては、以下の取組について検討することが望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家対策事業による危険空き家の適正な管理を推進するとともに、空き家バンク実施事業との連携による空き家活用を促進（危機管理防災課、市民協働課）施策2 	

3-2 信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態

(1) 発生する事態の具体的状況の例

地震の発生により停電し、非常用電源装置のない信号機が停止し、無秩序に走行する人や車等により、多重事故が発生する。また、洪水により、河川から流出した水により道路が水没し、走行ができない事態が発生する。

(2) リスクシナリオを回避するための主要施策と現在の取組事業

施策1：道路施設の安全性の向上

事業評価

- ・ 交通安全施設整備事業（危機管理防災課）

A

(3) 強靱化に向けた評価

引き続き、現在の取組を推進する。施策1

3-3 旅客の輸送が長期間停止する事態

(1) 発生する事態の具体的状況の例

大規模災害の発生により、鉄道・道路施設の大規模損壊、冠水、瓦礫による閉塞が発生し、通行・運行再開の目途が立たず、旅客の輸送ができない事態が発生する。

(2) リスクシナリオを回避するための主要施策と現在の取組事業

施策1：鉄道施設の耐震化等による安全性の向上	事業評価
・ 橋りょう維持事業（道路河川課）【再】	A
・ 道路維持事業（道路河川課）【再】	A
施策2：帰宅困難者等の一時滞在施設の確保と帰宅支援	事業評価
・ 地域防災計画等更新事業（危機管理防災課）【再】	A
施策3：道路施設の耐震化等による安全性の向上	事業評価
・ 道路改良事業（道路河川課）【再】	B
・ 道路維持事業（道路河川課）【再】	A
・ 橋りょう維持事業（道路河川課）【再】	A
・ 倉松川改修に伴う市道橋架替事業（道路河川課）	A
・ 中川改修に伴う上船渡橋架替事業（道路河川課）	B
施策4：道路ネットワークの整備・通行の確保	事業評価
・ 都市計画道路（市道）整備事業（都市計画課）【再】	A

(3) 強靱化に向けた評価

引き続き、現在の取組を推進するとともに、更なる強靱化を進めるに当たっては、以下の取組について検討することが望まれる。

- ・ 旅客輸送路における道路改良の推進（道路河川課）施策3
- ・ 冠水対策の推進（道路嵩上げ、ポンプ設備新設等）（道路河川課）【再】施策3
- ・ 応急復旧工法の技術習得、道路啓開手法の習得に資する講習会等への参加促進（道路河川課）施策3
- ・ 平常時からの応急対応のための資機材の整備拡充（道路河川課）施策3
- ・ 都市計画道路における電線地中化の推進（都市計画課）【再】施策4

3-4	物資の輸送が長期間停止する事態
<p><u>(1) 発生する事態の具体的状況の例</u></p>	
<p>大規模災害の発生により、東北自動車道、圏央道及び国道や鉄道等の幹線交通が麻痺し、通行・運行の目途が立たず、物資の輸送ができない事態が発生する。</p>	
<p><u>(2) リスクシナリオを回避するための主要施策と現在の取組事業</u></p>	
<p>施策1：道路施設の耐震化等による安全性の向上</p>	<p>事業評価</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路改良事業（道路河川課）【再】 	<p>B</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路維持事業（道路河川課）【再】 	<p>A</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 橋りょう維持事業（道路河川課）【再】 	<p>A</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 倉松川改修に伴う市道橋架替事業（道路河川課）【再】 	<p>A</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中川改修に伴う上船渡橋架替事業（道路河川課）【再】 	<p>B</p>
<p>施策2：道路ネットワークの整備・通行の確保</p>	<p>事業評価</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画道路（市道）整備事業（都市計画課）【再】 	<p>A</p>
<p><u>(3) 強靱化に向けた評価</u></p>	
<p>引き続き、現在の取組を推進するとともに、更なる強靱化を進めるに当たっては、以下の取組について検討することが望まれる。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 物資輸送路における道路改良の推進（道路河川課）【再】 施策1 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 冠水対策の推進（道路嵩上げ、ポンプ設備新設等）（道路河川課）【再】 施策1 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急復旧工法の技術習得、道路啓開手法の習得に資する講習会等への参加促進（道路河川課）【再】 施策1 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平常時からの応急対応のための資機材の整備拡充（道路河川課）【再】 施策1 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画道路における電線地中化の推進（都市計画課）【再】 施策2 	

(1) 発生する事態の具体的状況の例

災害の発生により、停電し、電話交換局や基地局に電気が供給されず、地区単位で情報通信が利用できなくなる。又は、家族の安否確認等の通信需要の増加により、通信要求過多となり通信機能が麻痺する。

(2) リスクシナリオを回避するための主要施策と現在の取組事業

施策1：情報通信体制の強化

事業評価

- | | |
|-----------------------------|---|
| ・ 防災行政無線等維持管理事業（危機管理防災課）【再】 | A |
| ・ OA機器整備事業（政策課）【再】 | C |
| ・ 議会中継機器整備事業（議会事務局） | C |

(3) 強靱化に向けた評価

引き続き、現在の取組を推進するとともに、更なる強靱化を進めるに当たっては、以下の取組について検討することが望まれる。

- ・ 災害情報等の多様な伝達手段の確保（危機管理防災課）【再】 施策1
- ・ 公共施設へのWi-Fi設置の推進（危機管理防災課） 施策1

3-6 情報の正確性の低下により、誤った情報が拡散する事態

(1) 発生する事態の具体的状況の例

災害発生時の避難勧告、避難指示、救助・支援情報、交通情報等の情報が正確に伝わらず、市民や帰宅困難者の救助が遅れ、避難できない事態等が発生する。また、正確な情報が伝わらず、流言飛語が拡散する事態が発生する。

(2) リスクシナリオを回避するための主要施策と現在の取組事業

施策1：災害情報の共有と市民への適切な提供	事業評価
・ 自主防災組織の育成・支援事業（危機管理防災課）【再】	A
・ 防災行政無線等維持管理事業（危機管理防災課）【再】	A
・ インターネットホームページ運用事業（秘書課）【再】	A
・ 住民情報システム事業（政策課）	C

(3) 強靱化に向けた評価

引き続き、現在の取組を推進するとともに、更なる強靱化を進めるに当たっては、以下の取組について検討することが望まれる。

- ・ 罹災証明書の円滑な発行を行うための電子申請等との連携（政策課）施策1
- ・ 住民情報システム製造者との災害協定の締結による災害時の住民情報システムの円滑な稼働の促進（政策課）施策1
- ・ 災害情報等の多様な伝達手段の確保（危機管理防災課）【再】 施策1

4. 必要不可欠な行政機能を確保する

4-1	被災等により治安が悪化する事態
<p>(1) 発生する事態の具体的状況の例</p> <p>災害により、警察機能が低下し、交通渋滞や交通事故、治安の悪化等が発生する。</p>	
<p>(2) リスクシナリオを回避するための主要施策と現在の取組事業</p>	
<p>施策1：関係機関との平常時からの連携関係の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域防災計画等更新事業（危機管理防災課）【再】 	<p>事業評価</p> <p>A</p>
<p>施策2：総合的な防犯対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯のまちづくり推進事業（危機管理防災課） ・ 自主防災組織の育成・支援事業（危機管理防災課）【再】 ・ 空き家対策事業（危機管理防災課）【再】 ・ 街路灯設置補助事業（市民協働課） ・ 防犯灯等管理事業（市民協働課） 	<p>事業評価</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>
<p>(3) 強靱化に向けた評価</p> <p>引き続き、現在の取組を推進する。</p>	

(1) 発生する事態の具体的状況の例

庁舎等の崩壊による市の職員の死傷、停電による庁舎機能等の麻痺等により業務が継続できない。また、市内の建築物の倒壊や橋りょうの損壊等で道路・線路が閉塞し、物資搬送に遅延が生じる。ライフラインの途絶により衛生状況が悪化する。これらの状況が複合的に発生し、応急対応のための行政需要が大量に発生する。

(2) リスクシナリオを回避するための主要施策と現在の取組事業

施策1：関係機関との平常時からの連携関係の確立	事業評価
・ 地域防災計画等更新事業（危機管理防災課）【再】	A
施策2：市民情報システム等の早期回復	事業評価
・ 戸籍情報システム事業（市民課）	A
・ マイナンバー制度運用事業（市民課）	A

(3) 強靱化に向けた評価

引き続き、現在の取組を推進する。

5. 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する

5-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
<p><u>(1) 発生する事態の具体的状況の例</u></p>	
<p>道路・鉄道の施設が被災し、通行・運行の再開の目途が立たず、物資の輸送ができない状況になる。物資が届かず、食料品や日用品などの生活物資・燃料が不足する。</p>	
<p><u>(2) リスクシナリオを回避するための主要施策と現在の取組事業</u></p>	
<p>施策1：道路施設の耐震化等による安全性の向上</p>	<p>事業評価</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路改良事業（道路河川課）【再】 	<p>B</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路維持事業（道路河川課）【再】 	<p>A</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 橋りょう維持事業（道路河川課）【再】 	<p>A</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 倉松川改修に伴う市道橋架替事業（道路河川課）【再】 	<p>A</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中川改修に伴う上船渡橋架替事業（道路河川課）【再】 	<p>B</p>
<p>施策2：道路ネットワークの整備・通行の確保</p>	<p>事業評価</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画道路（市道）整備事業（都市計画課）【再】 	<p>A</p>
<p>施策3：自助と共助による地域単位の防災力の向上</p>	<p>事業評価</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急物資等の確保事業（危機管理防災課）【再】 	<p>A</p>
<p><u>(3) 強靱化に向けた評価</u></p>	
<p>引き続き、現在の取組を推進するとともに、更なる強靱化を進めるに当たっては、以下の取組について検討することが望まれる。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 物資輸送路における道路改良の推進（道路河川課）【再】 施策1 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 冠水対策の推進（道路嵩上げ、ポンプ設備新設等）（道路河川課）【再】 施策1 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急復旧工法の技術習得、道路啓開手法の習得に資する講習会等への参加促進（道路河川課） 施策1 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平常時からの応急対応のための資機材の整備拡充（道路河川課） 施策1 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画道路における電線地中化の推進（都市計画課）【再】 施策2 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急物資備蓄倉庫の増設（危機管理防災課）【再】 施策3 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭内備蓄（ストック）の周知・奨励（危機管理防災課）【再】 施策3 	

5-2 電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態

(1) 発生する事態の具体的状況の例

災害により、発電所・送配電設備が被害を受け、発電・送配電が停止することにより、停電が発生する。また、都市ガス、LP ガスを供給する施設が被害を受け、供給できなくなる。

(2) リスクシナリオを回避するための主要施策と現在の取組事業

施策1：電気・ガス等のエネルギー供給体制の強化	事業評価
・ 応急物資等の確保事業（危機管理防災課）【再】	A
・ 受変電設備更新事業（総務課）	B
施策2：再生可能エネルギー等の代替エネルギーの確保	事業評価
・ 太陽光発電補助事業（環境課）	A
施策3：次世代技術の活用に向けた取組の推進	事業評価
事業の取組を検討していく。	—

(3) 強靱化に向けた評価

引き続き、現在の取組を推進するとともに、更なる強靱化を進めるに当たっては、以下の取組について検討することが望まれる。

- ・ 家庭内備蓄（ストック）の周知・奨励（危機管理防災課）【再】 施策1

5-3 取水停止等により、給水停止が長期化する事態

(1) 発生する事態の具体的状況の例

災害の発生により、水道施設や電力供給系統が損傷し、水処理機能や送水機能が喪失することにより、長期間にわたって送水できなくなる。農業用水路が破損し、農業用水が安定的に供給されない。

(2) リスクシナリオを回避するための主要施策と現在の取組事業

施策1：清浄な水の早期供給再開と施設の災害対応力強化	事業評価
・ 老朽管更新事業（水道管理課）【再】	A
・ 浄水場施設更新事業（水道管理課）【再】	A
・ 基幹水利施設管理事業（農業振興課）【再】	A
・ 権現堂川用水路改修事業（農業振興課）	A
・ 島中領地区特定農業用管水路特別対策事業（農業振興課）	A
・ 基幹水利ストックマネジメント事業（農業振興課）	A

(3) 強靱化に向けた評価

引き続き、現在の取組を推進する。

5-4 汚水処理の長期間停止により、汚水が滞留する事態

(1) 発生する事態の具体的状況の例

災害の発生により、汚水処理施設が破損し、下水の処理・放流ができなくなり、市街地等に汚水が滞留する。

(2) リスクシナリオを回避するための主要施策と現在の取組事業

施策1：市街地等で発生する下水等の適切な処理と施設の災害対応力の強化	事業評価
・ し尿処理施設維持管理事業（環境課）【再】	A
・ 合併処理浄化槽設置整備事業（環境課）	A
・ 汚水処理施設補修事業（環境課）	A
・ 脱水汚泥等運搬処分事業（環境課）	A
・ 汚水管渠整備事業（下水道課）	A
・ 下水道施設維持管理事業（下水道課）【再】	A
・ 農業集落排水施設維持管理事業（下水道課）【再】	A
・ 応急物資等の確保事業（危機管理防災課）【再】	A

(3) 強靱化に向けた評価

引き続き、現在の取組を推進するとともに、更なる強靱化を進めるに当たっては、以下の取組について検討することが望まれる。

- ・ 災害時のし尿処理施設の使用不能を想定した平常時からの他市町村との連携・体制の強化（環境課）【再】 施策1
- ・ 汚水処理施設運転管理業者との災害時の対応方針の取り決め・共有（環境課） 施策1
- ・ 汚水中継ポンプ場の耐震・耐水化の推進、排水ポンプ車の確保
（下水道課）【再】 施策1
- ・ 汚水中継ポンプ場、マンホールポンプ稼働のための発電設備、電力の確保
（下水道課）【再】 施策1
- ・ 農業集落排水処理施設の耐水化の推進、仮設浄化槽の確保（下水道課）【再】 施策1
- ・ 農業集落排水処理施設の備蓄燃料の充実（下水道課）【再】 施策1

(1) 発生する事態の具体的状況の例

大規模災害により、被災地や避難所の生活を維持・復旧する人材不足による環境悪化や、汚水・汚泥等の長期間滞留による環境悪化により、感染症が発生する等の事態となる。

(2) リスクシナリオを回避するための主要施策と現在の取組事業

施策1：関係機関との平常時からの連携関係の確立	事業評価
・ 自主防災組織の育成・支援事業（危機管理防災課）【再】	A
・ 消防団運営事業（危機管理防災課）【再】	A
・ シルバー人材センター補助事業（介護福祉課）	C
施策2：避難所の公衆衛生と生活の質の確保	事業評価
・ 応急物資等の確保事業（危機管理防災課）【再】	A
施策3：感染症対策の強化	事業評価
・ 予防接種事業（健康増進課）	A

(3) 強靱化に向けた評価

引き続き、現在の取組を推進するとともに、更なる強靱化を進めるに当たっては、以下の取組について検討することが望まれる。

- ・ 応急物資備蓄倉庫の増設（危機管理防災課）【再】 施策2

6. 経済活動の機能を維持する

6-1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
<p><u>(1) 発生する事態の具体的状況の例</u></p>	
<p>災害により、農地や農業生産施設が損壊し、農業生産力が大幅に低下する。工場の生産設備等が破損し、生産材が不足する等により工業生産力が大幅に低下する。また、旅客の輸送停止により観光客が大幅に減少する等の事態が発生する。</p>	
<p><u>(2) リスクシナリオを回避するための主要施策と現在の取組事業</u></p>	
<p>施策1：平常時からの農業生産の確保</p>	<p>事業評価</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業経営安定化支援事業（農業振興課） 	<p>A</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 多面的機能支援事業（農業振興課） 	<p>A</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹水利施設管理事業（農業振興課）【再】 	<p>A</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 権現堂川用水路改修事業（農業振興課）【再】 	<p>A</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 神扇地区農業農村整備事業（農業振興課） 	<p>A</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 島中領地区特定農業用管水路特別対策事業（農業振興課）【再】 	<p>A</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹水利ストックマネジメント事業（農業振興課）【再】 	<p>A</p>
<p>施策2：平常時からの産業の創出</p>	<p>事業評価</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光資源の発掘・PR事業（商工観光課） 	<p>A</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光協会補助事業（商工観光課） 	<p>A</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地にぎわい創造事業補助事業（商工観光課） 	<p>A</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民まつり開催事業（商工観光課） 	<p>A</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工会補助事業（商工観光課） 	<p>A</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 商業団体活性化推進事業（商工観光課） 	<p>A</p>
<p>施策3：産業機能の維持</p>	<p>事業評価</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 幸手中央地区産業団地整備事業（商工観光課） 	<p>A</p>
<p><u>(3) 強靱化に向けた評価</u></p>	
<p>引き続き、現在の取組を推進する。</p>	

7. 二次災害を発生させない

7-1	消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態
<u>(1) 発生する事態の具体的状況の例</u>	
<p>大規模地震の発生により、建物が倒壊し、市街地各所で火災が発生する。消防施設が被災し、機能不全となる。道路の閉塞により消防車両が現場に到着できない。消火用水の断水により十分な消火活動ができない。これらのため大規模延焼が発生する。</p>	
<u>(2) リスクシナリオを回避するための主要施策と現在の取組事業</u>	
施策1：消火力等の発揮による被害の発生抑制・軽減	事業評価
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織の育成・支援事業（危機管理防災課）【再】 	A
<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団運営事業（危機管理防災課）【再】 	A
<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政無線等維持管理事業（危機管理防災課）【再】 	A
施策2：災害に強い都市づくり	事業評価
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国土強靱化地域計画推進事業（危機管理防災課）【再】 	A
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域防災計画等更新事業（危機管理防災課）【再】 	A
<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画事業（都市計画課）【再】 	C
<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画道路（市道）整備事業（都市計画課）【再】 	A
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園整備・管理事業（都市計画課）【再】 	A
<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路改良事業（道路河川課）【再】 	B
<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築後退用地等買収事業（建築指導課）【再】 	A
<ul style="list-style-type: none"> ・ 幸手駅西口土地区画整理事業（まちづくり事業課）【再】 	A
<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家対策事業（危機管理防災課）【再】 	A
<u>(3) 強靱化に向けた評価</u>	
<p>引き続き、現在の取組を推進するとともに、更なる強靱化を進めるに当たっては、以下の取組について検討することが望まれる。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ コンパクトシティの形成による災害に強いまちづくりの推進（都市計画課）【再】 	施策2
<ul style="list-style-type: none"> ・ 杉戸町、宮代町との広域連携による効果的な都市計画の推進（都市計画課）【再】 	施策2
<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急車両の通行路線における道路改良の推進（道路河川課）【再】 	施策2
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害情報等の多様な伝達手段の確保（危機管理防災課）【再】 	施策1
<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画道路における電線地中化の推進（都市計画課）【再】 	施策2

- 公園における防火林の植樹、かまどベンチ等の防災施設の整備（都市計画課）【再】
施策2
- 4m未満の狭あい道路の解消（建築指導課）【再】 施策1

7-2 洪水抑制機能が大幅に低下する事態

(1) 発生する事態の具体的状況の例

地震により河川の堤防が損壊する、堆砂や立木等により流下断面が不足する等により、河川の水を抑制する機能が大幅に減少し、二次災害の可能性が高まる。

(2) リスクシナリオを回避するための主要施策と現在の取組事業

施策1：治水施設の整備・減災に向けた取組の強化	事業評価
・ 防災行政無線等維持管理事業（危機管理防災課）【再】	A
・ 自主防災組織の育成・支援事業（危機管理防災課）【再】	A
・ 都市計画事業（都市計画課）【再】	C
・ 河川・ポンプ場維持事業（道路河川課）【再】	A
・ 河川・ポンプ場整備事業（道路河川課）【再】	A
・ 調整池・流域貯留施設維持事業（道路河川課）【再】	A
・ 雨水対策整備事業（道路河川課）【再】	B
・ 雨水対策事業（事前調査）（下水道課）【再】	B
・ 都市計画法第34条第11・12号区域変更事業（建築指導課）【再】	A
・ 権現堂川用水路改修事業（農業振興課）【再】	A
・ 神扇地区農業農村整備事業（農業振興課）【再】	A
・ 島中領地区特定農業用管水路特別対策事業（農業振興課）【再】	A
・ 基幹水利ストックマネジメント事業（農業振興課）【再】	A

(3) 強靱化に向けた評価

引き続き、現在の取組を推進するとともに、更なる強靱化を進めるに当たっては、以下の取組について検討することが望まれる。

- ・ 河川・下水道事業調整協議会における対策手法の検討・事業の推進（道路河川課・下水道課）【再】 施策1
- ・ コンパクトシティの形成による災害に強いまちづくりの推進（都市計画課）【再】 施策1
- ・ 杉戸町、宮代町との広域連携による効果的な都市計画の推進（都市計画課）【再】 施策1
- ・ ポンプ場の非常電源装置の設置、排水機場の耐水化の推進（道路河川課）【再】 施策1
- ・ 準用河川等の管理施設の耐震化の推進（道路河川課）【再】 施策1
- ・ コンパクトシティや避難計画等、他事業と連動した浸水対策の推進（道路河川課）【再】 施策1
- ・ 調整池（鋼矢板護岸等）の耐震化の推進（道路河川課）【再】 施策1
- ・ 雨水貯留槽設置費助成事業の拡充（道路河川課）【再】 施策1
- ・ 災害情報等の多様な伝達手段の確保（危機管理防災課）【再】 施策1

(1) 発生する事態の具体的状況の例

地震や火災により、工場や事業所等の危険物・有害物質の貯蔵施設が損壊し、危険物・有害物質の流出による二次災害が発生する。

(2) リスクシナリオを回避するための主要施策と現在の取組事業**施策1：有害物質等の流出対策の確実な実施**

事業評価

- ・ 適正処理困難物等処理事業（環境課）
- ・ ごみ処理施設解体事業（環境課）

A

B

(3) 強靱化に向けた評価

引き続き、現在の取組を推進する。

8. 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

8-1 大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態

(1) 発生する事態の具体的状況の例

建築物の倒壊や流出等により、災害廃棄物が大量に発生し、発生した廃棄物の処理が追いつかず、一時的に保管する仮置き場の設置も間に合わないため、廃棄物があふれる状態となる。

(2) リスクシナリオを回避するための主要施策と現在の取組事業

施策1：災害廃棄物の適正処理の推進

事業評価

- | | |
|--|---|
| ・ 杉戸町可燃ごみ処理事務委託事業（環境課） | A |
| ・ 粗大ごみ処理施設維持管理事業（環境課） | A |
| ・ 最終処分場維持管理事業（環境課） | A |
| ・ ごみ収集事業（環境課） | A |
| ・ 瓶・缶・ペットボトル処理事業（環境課） | A |
| ・ 紙類・布類処理事業（環境課） | A |
| ・ プラスチック製容器包装処理事業（環境課） | A |
| ・ 可燃性残さ運搬処分事業（環境課） | A |
| ・ 脱水汚泥等運搬処分事業（環境課）【再】 | A |
| ・ リサイクル活動推進事業（環境課） | A |
| ・ 生ごみ処理容器等購入補助事業（環境課） | A |
| ・ 地域防災計画等更新事業：災害廃棄物仮置き場の指定
（危機管理防災課）【再】 | A |

(3) 強靱化に向けた評価

引き続き、現在の取組を推進するとともに、更なる強靱化を進めるに当たっては、以下の取組について検討することが望まれる。

- 各施設が稼働しない場合の他市町村との連携・体制の強化、代替処理体制の確保
（環境課）施策1

(1) 発生する事態の具体的状況の例

災害の発生により、老朽化やメンテナンス不足な基盤インフラが崩壊し、復旧・復興に必要な物資や機器及び人員の輸送が不能となり、これらが不足することにより、復旧・復興が大幅に遅れる事態が発生する。

(2) リスクシナリオを回避するための主要施策と現在の取組事業**施策1：道路施設の耐震化等による安全性の向上****事業評価**

- | | |
|---|---|
| ・ 道路改良事業（道路河川課）【再】 | B |
| ・ 道路維持事業（道路河川課）【再】 | A |
| ・ 橋りょう維持事業（道路河川課）【再】 | A |
| ・ 倉松川改修に伴う市道橋架替事業（道路河川課）【再】 | A |
| ・ 中川改修に伴う上船渡橋架替事業（道路河川課）【再】 | B |
| ・ 都市計画道路（市道）整備事業（都市計画課）【再】 | A |
| ・ 地域防災計画等更新事業：建設埼玉埼葛地区本部幸手支部等との協定締結
（危機管理防災課）【再】 | A |

(3) 強靱化に向けた評価

引き続き、現在の取組を推進するとともに、更なる強靱化を進めるに当たっては、以下の取組について検討することが望まれる。

- ・ 物資や人員の輸送路における道路改良の推進（道路河川課）【再】 施策1
- ・ 応急復旧工法の技術習得、道路啓開手法の習得に資する講習会等への参加促進（道路河川課）【再】 施策1
- ・ 平常時からの応急対応のための資機材の整備拡充（道路河川課）【再】 施策1
- ・ 都市計画道路における電線地中化の推進（都市計画課）【再】 施策1

8-3	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態
<p><u>(1) 発生する事態の具体的状況の例</u></p>	
<p>災害の発生により、インフラ等が損壊・崩壊し、平常時の利用区画が不確かになり、土地の境界情報も喪失することにより、復興計画を進めることができず、復興事業に着手できない。</p>	
<p><u>(2) リスクシナリオを回避するための主要施策と現在の取組事業</u></p>	
<p>施策1：計画的な土地利用と道路境界の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> • 道路台帳・区域線測量整備事業（道路河川課） • 住居表示台帳管理システム運用事業（市民課） 	<p>事業評価</p> <p>A</p> <p>A</p>
<p>施策2：都市の復興に向けた事前の取組の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> • 地域防災計画等更新事業（危機管理防災課）【再】 	<p>事業評価</p> <p>A</p>
<p><u>(3) 強靱化に向けた評価</u></p>	
<p>引き続き、現在の取組を推進するとともに、更なる強靱化を進めるに当たっては、以下の取組について検討することが望まれる。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> • 世界測地系座標による境界点管理（道路河川課）施策1 	

8-4	耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態
<p>(1) 発生する事態の具体的状況の例</p>	
<p>耕作放棄地の増加が農地・農村の荒廃をもたらす。</p>	
<p>(2) リスクシナリオを回避するための主要施策と現在の取組事業</p>	
<p>施策1：農業生産基盤等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業経営安定化支援事業（農業振興課）【再】 ・ 多面的機能支援事業（農業振興課）【再】 ・ 基幹水利施設管理事業（農業振興課）【再】 ・ 権現堂川用水路改修事業（農業振興課）【再】 ・ 神扇地区農業農村整備事業（農業振興課）【再】 ・ 島中領地区特定農業用管水路特別対策事業（農業振興課）【再】 ・ 基幹水利ストックマネジメント事業（農業振興課）【再】 	<p>事業評価</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>
<p>(3) 強靱化に向けた評価</p>	
<p>引き続き、現在の取組を推進する。</p>	

(1) 発生する事態の具体的状況の例

台風や豪雨により、多数の河川で堤防が決壊し、浸水区域が本市を含む県内の広い範囲に拡大し、浸水解消まで長期間を要する。

(2) リスクシナリオを回避するための主要施策と現在の取組事業

施策1：治水施設の整備・減災に向けた取組の強化	事業評価
・ 防災行政無線等維持管理事業（危機管理防災課）【再】	A
・ 自主防災組織の育成・支援事業（危機管理防災課）【再】	A
・ 都市計画事業（都市計画課）【再】	C
・ 河川・ポンプ場維持事業（道路河川課）【再】	A
・ 河川・ポンプ場整備事業（道路河川課）【再】	A
・ 調整池・流域貯留施設維持事業（道路河川課）【再】	A
・ 雨水対策整備事業（道路河川課）【再】	B
・ 雨水対策事業（事前調査）（下水道課）【再】	B
・ 都市計画法第34条第11・12号区域変更事業（建築指導課）【再】	A

(3) 強靱化に向けた評価

引き続き、現在の取組を推進するとともに、更なる強靱化を進めるに当たっては、以下の取組について検討することが望まれる。

- ・ 河川・下水道事業調整協議会における対策手法の検討・事業の推進
（道路河川課・下水道課）【再】 施策1
- ・ コンパクトシティの形成による災害に強いまちづくりの推進
（都市計画課）【再】 施策1
- ・ 杉戸町、宮代町との広域連携による効果的な都市計画の推進
（都市計画課）【再】 施策1
- ・ ポンプ場の非常電源装置の設置、排水機場の耐水化の推進（道路河川課）【再】 施策1
- ・ 準用河川等の管理施設の耐震化の推進（道路河川課）【再】 施策1
- ・ コンパクトシティや避難計画等、他事業と連動した浸水対策の推進
（道路河川課）【再】 施策1
- ・ 調整池（鋼矢板護岸等）の耐震化の推進（道路河川課）【再】 施策1
- ・ 雨水貯留槽設置費助成事業の拡充（道路河川課）【再】 施策1
- ・ 災害情報等の多様な伝達手段の確保（危機管理防災課）【再】 施策1

8-6 労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態

(1) 発生する事態の具体的状況の例

災害の発生により、多数の死者・負傷者が発生し、復旧を担う人材を失う。また、県外へ広域避難する人が多く、人材が流出する。市内に居住・従業する人材が元々いない。これらにより、復旧工事の実施に時間を要し、復旧工事が大幅に遅れる。

(2) リスクシナリオを回避するための主要施策と現在の取組事業

施策1：産業を担う人材の育成・確保

事業評価

- | | |
|---|---|
| ・ 観光資源の発掘・PR事業（商工観光課）【再】 | A |
| ・ 観光協会補助事業（商工観光課）【再】 | A |
| ・ 中心市街地にぎわい創造事業補助事業（商工観光課）【再】 | A |
| ・ 市民まつり開催事業（商工観光課）【再】 | A |
| ・ 商工会補助事業（商工観光課）【再】 | A |
| ・ 商業団体活性化推進事業（商工観光課）【再】 | A |
| ・ 地域防災計画等更新事業：建設埼玉埼葛地区本部幸手支部等との協定締結
（危機管理防災課）【再】 | A |

(3) 強靱化に向けた評価

引き続き、現在の取組を推進する。

8-7	被害認定調査、罹災証明書交付、応急仮設住宅の供給の遅れ等により、市民生活の再建が遅れる事態
<p><u>(1) 発生する事態の具体的状況の例</u></p>	
<p>家を失い、自ら住宅を確保できない被災者が多数発生し、一時的な住居を提供するための応急仮設住宅の建設が遅れる。</p>	
<p><u>(2) リスクシナリオを回避するための主要施策と現在の取組事業</u></p>	
<p>施策1：都市の復興に向けた事前の取組の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家対策事業（危機管理防災課）【再】 ・ 地域防災計画等更新事業：建設埼玉埼葛地区本部幸手支部等との協定締結（危機管理防災課）【再】 	<p>事業評価</p> <p>A</p> <p>A</p>
<p>施策2：市民情報システム等の早期回復</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバー制度運用事業（市民課）【再】 	<p>事業評価</p> <p>A</p>
<p><u>(3) 強靱化に向けた評価</u></p>	
<p>引き続き、現在の取組を推進する。</p>	

資料2 実施事業一覧

目標1. 被害の発生抑制により人命を保護する

事業名	担当課	事業名	担当課
自主防災組織の育成・支援事業	危機管理防災課	体育館大規模改修事業	総務課
消防団運営事業	危機管理防災課	総合公園等体育施設管理事業	社会教育課
防災行政無線等維持管理事業	危機管理防災課	武道館管理運営事業	社会教育課
東部消防組合幸手消防署庁舎更新事業	危機管理防災課	市民文化体育館管理事業	社会教育課
国土強靱化地域計画推進事業	危機管理防災課	文化遺産保存公開事業	社会教育課
地域防災計画等更新事業	危機管理防災課	郷土資料館管理事業	社会教育課
都市計画事業	都市計画課	公民館維持管理事業	社会教育課
都市計画道路（市道）整備事業	都市計画課	コミュニティセンター管理運営事業	市民協働課
公園整備・管理事業	都市計画課	保健福祉総合センター施設等管理事業	社会福祉課
道路改良事業	道路河川課	障害者自立支援施設管理運営事業	社会福祉課
建築後退用地等買収事業	建築指導課	老人福祉センター管理運営事業	介護福祉課
幸手駅西口土地区画整理事業	まちづくり事業課	桜泉園管理棟管理運営事業	環境課
市役所本庁舎整備事業	施設整備課	勤労福祉会館管理運営事業	商工観光課
児童館管理運営事業	こども支援課	保育所運営事業	こども支援課
図書館管理運営事業	社会教育課	放課後児童健全育成事業	こども支援課
校舎大規模改修事業	総務課	学校施設維持管理事業	総務課

事業名	担当課
空き家対策事業	危機管理防災課
耐震改修促進事業	建築指導課
国土強靱化地域計画推進事業【再】	危機管理防災課
地域防災計画等更新事業【再】	危機管理防災課
都市計画事業【再】	都市計画課
防災行政無線等維持管理事業【再】	危機管理防災課
自主防災組織の育成・支援事業【再】	危機管理防災課
都市計画事業【再】	都市計画課
河川・ポンプ場維持事業	道路河川課
河川・ポンプ場整備事業	道路河川課
調整池・流域貯留施設維持事業	道路河川課
雨水対策整備事業	道路河川課

事業名	担当課
雨水対策事業(事前調査)	下水道課
都市計画法第34条第11・12号区域変更事業	建築指導課
橋りょう維持事業	道路河川課
道路維持事業	道路河川課
障がい児・者施策推進事業	社会福祉課
包括的支援事業	介護福祉課
自主防災組織の育成・支援【再】	危機管理防災課
防災行政無線等維持管理事業【再】	危機管理防災課
インターネットホームページ運用事業	秘書課
広報さつて等発行事業	秘書課
OA機器整備事業	政策課

目標 2. 救助・救急・医療活動により人命を保護する

事業名	担当課
自主防災組織の育成・支援事業【再】	危機管理防災課
消防団運営事業【再】	危機管理防災課
防災行政無線等維持管理事業【再】	危機管理防災課
消防団運営事業【再】	危機管理防災課
応急物資等の確保事業	危機管理防災課
在宅医療・介護連携推進事業	介護福祉課
一般介護予防事業	介護福祉課
地域医療運営事業	健康増進課

事業名	担当課
都市計画事業【再】	都市計画課
幸手駅西口土地区画整理事業【再】	まちづくり事業課
下水道施設維持管理事業	下水道課
農業集落排水施設維持管理事業	下水道課
し尿処理施設維持管理事業	環境課
老朽管更新事業	水道管理課
浄水場施設更新事業	水道管理課

目標3. 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する

事業名	担当課
耐震改修促進事業【再】	建築指導課
都市計画事業【再】	都市計画課
建築後退用地等買収事業【再】	建築指導課
空き家対策事業【再】	危機管理防災課
空き家バンク実施事業	市民協働課
交通安全施設整備事業	危機管理防災課
橋りょう維持事業【再】	道路河川課
道路維持事業【再】	道路河川課
地域防災計画等更新事業【再】	危機管理防災課
道路改良事業【再】	道路河川課
道路維持事業【再】	道路河川課
橋りょう維持事業【再】	道路河川課
倉松川改修に伴う市道橋架替事業	道路河川課
中川改修に伴う上船渡橋架替事業	道路河川課

事業名	担当課
都市計画道路（市道）整備事業【再】	都市計画課
道路改良事業【再】	道路河川課
道路維持事業【再】	道路河川課
橋りょう維持事業【再】	道路河川課
倉松川改修に伴う市道橋架替事業【再】	道路河川課
中川改修に伴う上船渡橋架替事業【再】	道路河川課
都市計画道路（市道）整備事業【再】	都市計画課
防災行政無線等維持管理事業【再】	危機管理防災課
OA機器整備事業【再】	政策課
議会中継機器整備事業	議会事務局
自主防災組織の育成・支援事業【再】	危機管理防災課
防災行政無線等維持管理事業【再】	危機管理防災課
インターネットホームページ運用事業【再】	秘書課
住民情報システム事業	政策課

目標 4. 必要不可欠な行政機能を確保する

事業名	担当課
地域防災計画等更新事業【再】	危機管理防災課
防犯のまちづくり推進事業	危機管理防災課
自主防災組織の育成・支援事業(危機管理防災課)【再】	危機管理防災課
空き家対策事業【再】	危機管理防災課
街路灯設置補助事業	市民協働課

事業名	担当課
防犯灯等管理事業	市民協働課
地域防災計画等更新事業【再】	危機管理防災課
戸籍情報システム事業	市民課
マイナンバー制度運用事業	市民課

目標5. 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する

事業名	担当課
道路改良事業【再】	道路河川課
道路維持事業【再】	道路河川課
橋りょう維持事業【再】	道路河川課
倉松川改修に伴う市道橋架替事業【再】	道路河川課
中川改修に伴う上船渡橋架替事業【再】	道路河川課
都市計画道路（市道）整備事業【再】	都市計画課
応急物資等の確保事業【再】	危機管理防災課
応急物資等の確保事業【再】	危機管理防災課
受変電設備更新事業	総務課
太陽光発電補助事業	環境課
老朽管更新事業【再】	水道管理課
浄水場施設更新事業【再】	水道管理課
基幹水利施設管理事業【再】	農業振興課
権現堂川用水路改修事業	農業振興課
島中領地区特定農業用管水路特別対策事業	農業振興課

事業名	担当課
基幹水利ストックマネジメント事業	農業振興課
し尿処理施設維持管理事業【再】	環境課
合併処理浄化槽設置整備事業	環境課
汚水処理施設補修事業	環境課
脱水汚泥等運搬処分事業	環境課
汚水管渠整備事業	下水道課
下水道施設維持管理事業【再】	下水道課
農業集落排水施設維持管理事業【再】	下水道課
応急物資等の確保事業【再】	危機管理防災課
自主防災組織の育成・支援事業【再】	危機管理防災課
消防団運営事業【再】	危機管理防災課
シルバー人材センター補助事業	介護福祉課
応急物資等の確保事業【再】	危機管理防災課
予防接種事業	健康増進課

目標 6. 経済活動の機能を維持する

事業名	担当課
農業経営安定化支援事業	農業振興課
多面的機能支援事業	農業振興課
基幹水利施設管理事業 【再】	農業振興課
権現堂川用水路改修事業 【再】	農業振興課
神扇地区農業農村整備事業	農業振興課
島中領地区特定農業用管 水路特別対策事業【再】	農業振興課
基幹水利ストックマネジ メント事業【再】	農業振興課

事業名	担当課
観光資源の発掘・PR事 業	商工観光課
観光協会補助事業	商工観光課
中心市街地にぎわい創造 事業補助事業	商工観光課
市民まつり開催事業	商工観光課
商工会補助事業	商工観光課
商業団体活性化推進事業	商工観光課
幸手中央地区産業団地整 備事業	商工観光課

目標 7. 二次災害を発生させない

事業名	担当課
自主防災組織の育成・支援事業【再】	危機管理防災課
消防団運営事業【再】	危機管理防災課
防災行政無線等維持管理事業【再】	危機管理防災課
国土強靱化地域計画推進事業【再】	危機管理防災課
地域防災計画等更新事業【再】	危機管理防災課
都市計画事業【再】	都市計画課
都市計画道路（市道）整備事業【再】	都市計画課
公園整備・管理事業【再】	都市計画課
道路改良事業【再】	道路河川課
建築後退用地等買収事業【再】	建築指導課
幸手駅西口土地区画整理事業【再】	まちづくり事業課
空き家対策事業【再】	危機管理防災課
防災行政無線等維持管理事業【再】	危機管理防災課
自主防災組織の育成・支援事業【再】	危機管理防災課

事業名	担当課
都市計画事業【再】	都市計画課
河川・ポンプ場維持事業【再】	道路河川課
河川・ポンプ場整備事業【再】	道路河川課
調整池・流域貯留施設維持事業【再】	道路河川課
雨水対策整備事業【再】	道路河川課
雨水対策事業（事前調査）【再】	下水道課
都市計画法第34条第11・12号区域変更事業【再】	建築指導課
権現堂川用水路改修事業【再】	農業振興課
神扇地区農業農村整備事業【再】	農業振興課
島中領地区特定農業用管水路特別対策事業【再】	農業振興課
基幹水利ストックマネジメント事業【再】	農業振興課
適正処理困難物等処理事業	環境課
ごみ処理施設解体事業	環境課

目標 8. 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

事業名	担当課
杉戸町可燃ごみ処理事務委託事業	環境課
粗大ごみ処理施設維持管理事業	環境課
最終処分場維持管理事業	環境課
ごみ収集事業	環境課
瓶・缶・ペットボトル処理事業	環境課
紙類・布類処理事業	環境課
プラスチック製容器包装処理事業	環境課
可燃性残さ運搬処分事業	環境課
脱水汚泥等運搬処分事業【再】	環境課
リサイクル活動推進事業	環境課
生ごみ処理容器等購入補助事業	環境課
地域防災計画等更新事業	危機管理防災課
道路改良事業【再】	道路河川課
道路維持事業【再】	道路河川課
橋りょう維持事業【再】	道路河川課
倉松川改修に伴う市道橋架替事業【再】	道路河川課

事業名	担当課
中川改修に伴う上船渡橋架替事業【再】	道路河川課
都市計画道路（市道）整備事業【再】	都市計画課
地域防災計画等更新事業【再】	危機管理防災課
道路台帳・区域線測量整備事業	道路河川課
住居表示台帳管理システム運用事業	市民課
地域防災計画等更新事業【再】	危機管理防災課
農業経営安定化支援事業【再】	農業振興課
多面的機能支援事業【再】	農業振興課
基幹水利施設管理事業【再】	農業振興課
権現堂川用水路改修事業【再】	農業振興課
神扇地区農業農村整備事業【再】	農業振興課
島中領地区特定農業用管水路特別対策事業【再】	農業振興課
基幹水利ストックマネジメント事業【再】	農業振興課
防災行政無線等維持管理事業【再】	危機管理防災課
自主防災組織の育成・支援事業【再】	危機管理防災課
都市計画事業【再】	都市計画課

事業名	担当課
河川・ポンプ場維持事業【再】	道路河川課
河川・ポンプ場整備事業【再】	道路河川課
調整池・流域貯留施設維持事業【再】	道路河川課
雨水対策整備事業【再】	道路河川課
雨水対策事業(事前調査)【再】	下水道課
都市計画法第34条第11・12号区域変更事業【再】	建築指導課
観光資源の発掘・PR事業【再】	商工観光課
観光協会補助事業【再】	商工観光課

事業名	担当課
中心市街地にぎわい創造事業補助事業【再】	商工観光課
市民まつり開催事業【再】	商工観光課
商工会補助事業【再】	商工観光課
商業団体活性化推進事業【再】	商工観光課
地域防災計画等更新事業【再】	危機管理防災課
空き家対策事業【再】	危機管理防災課
地域防災計画等更新事業【再】	危機管理防災課
マイナンバー制度運用事業【再】	市民課

資料3 用語集

ア行	
インフラ	<p>インフラストラクチャーの略。産業や生活の基盤となる施設の総称であり、道路、橋りょう、鉄道、河川、港湾、上下水道、電気、電話網・通信網等がこれに該当する。</p> <p>このうち、道路や橋りょうといった交通関連のインフラを交通インフラ、電話網や通信網といった通信関連のインフラを通信インフラ、堤防や砂防ダムといった防災関連のインフラを防災インフラと総称することがある。</p>
カ行	
合併処理浄化槽	<p>トイレの汚水だけでなく、台所、お風呂の生活雑排水も一緒に処理する浄化槽。なお、単独浄化槽はトイレの汚水のみを処理するもの。</p>
コンパクトシティ	<p>「Compact City」の略称で、高密度で近接した開発形態、公共交通機関でつながった市街地、地域のサービスや職場までの移動の容易さ、という特徴を有した都市構造のこと。</p>
(幸手市) 公共施設等総合管理計画・各個別計画	<p>「人口の増加や市民のニーズに対応するために整備してきた公共施設等が老朽化していき、今後一斉に更新時期を迎え、厳しい財政状況が見込まれる中、将来にわたって公共施設等を安全かつ有効に使い続けていくためには、どうすれば良いか。」とすることに対応するため、公共施設等の総合かつ計画的な管理を推進するため、公共施設等の現況と将来見通し(老朽化等の現況と将来的な維持・更新経費の見通し、人口見通し等)や、公共施設等の管理に関する基本的な考え方(長寿命化、統廃合などの実施方針等)を示す計画のこと。</p>
サ行	
再生可能エネルギー	<p>太陽光や地熱、風や水などのように、自然界に存在する環境や資源を利用するエネルギーのこと。石油・石炭・天然ガスなどの化石燃料は使い続けると、いずれ底をついていくが、それに対し、くり返し使えて枯渇しないことから「再生できる」エネルギーという意味で、再生可能エネルギーと呼ばれている。</p>
業務継続計画(BCP)	<p>「Business Continuity Plan」の略称で、「業務継続計画」もしくは「事業継続計画」を意味する。民間企業では、企業が自然災害などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損失を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを定めた計画。</p> <p>一方、行政では、大規模災害時においても必要な住民サービスを継続できるよう、行政自らも被災する事を前提として、優先的に実施すべき業務を特定し、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等を定めた計画。</p>
自主防災組織	<p>「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感に基づき、地域の方々が自発的に、初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食などの防災活動を行う団体(組織)のこと。</p>
市民情報システム	<p>市民に関する様々な情報を、記録、処理、伝達などを扱う仕組みのこと。コンピュータを利用し情報処理を一体的に行うように構成されており、大量の情報を効率よく取り扱える。</p>

重要業績評価指標 (K P I)	「Key Performance Indicator」の略称で、目標の達成度合いを計るために継続的に計測・監視される定量的な指標のこと。組織や個人が日々活動、業務を進めていくにあたり、「何をもって進捗とするのか」を定義するために用いられる尺度のこと。
浸水シミュレーション	想定する降雨による水位を予想して、水位ごとの浸水域を地図上に表示したもの。
スマートホームコミュニティ	太陽光や風力など再生可能エネルギーを最大限活用し、一方で、エネルギーの消費を最小限に抑えていく社会。これを実現するのが家庭やビル、交通システムを IT ネットワークでつなげ、地域でエネルギーを有効活用する次世代の社会システムのこと。
水素社会	日々の生活や経済活動などに水素を使うことが浸透した社会のこと。
(幸手市) 総合振興計画	市政を運営するにあたって、全分野の施策を総括した市のまちづくりにおける最上位計画で、今後進めていくまちづくりの方向を定め、それに向かい取り組んでいくための指針となるもの。市の特性や課題・社会情勢等を見極めながら、将来どのようなまちにしていくのか、また、そのためにはどのような取り組みをするべきか、市民と行政の役割を考え、市民と行政が協働してまちづくりを進めるための計画。
タ行	
(幸手市) 地域防災計画	災害対策基本法第 42 条に基づき、各種災害や大規模事故等に関し、市民の生命身体及び財産を保護するため、市の処理すべき事務または業務を中心として、防災関連機関、市民等がそれぞれ相互に協力して災害予防、災害応急、災害復旧活動にあたるための諸施策の基本を定めた計画。
東部北地区輪番制病院	埼玉県では入院や手術を必要とする重症の救急患者に対応する第二次救急医療体制として県内を 14 の救急医療圏に分け、地区ごとに病院群輪番制病院、小児救急輪番病院等により運営している。幸手市は東部北地区となっている。
都市計画道路	都道府県や市町村が都市計画法にのっとり定めた道路のこと。
(幸手市) 都市計画マスタープラン	市の現状と課題・魅力等を正確に把握し、その将来を的確に見通し、将来に対して、市をどのようなあるべき姿へと導いていくべきか、その戦略となる主にハード面における指針を示した計画。
ハ行	
ハザードマップ、ハザードエリア	洪水、土砂災害等の自然災害に対して、被害が予測される区域及び避難地・避難路等が記載される地図及び区域。
P D C A サイクル	Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Action (改善) のプロセスを順に実施するマネジメントサイクルの一つ。このサイクルを繰り返すことによって、計画内容の維持、向上及び継続的な実施の推進が可能とされる。
被害認定調査	地震や風水害等の自然災害により被災した住宅に対して、内閣府の定める「災害の被害認定基準」に基づき、被害程度を認定する調査のこと。被災者生活再建支援のための「罹災(りさい)証明書」の発行を目的として、住宅の被害程度を公的に証明するもの。
防災行政無線	地震や風水害、大規模災害などの防災に関する情報を市民に屋外拡声器(スピーカー)から無線放送で放送し、いち早く伝達するシステム。
ラ行	
ライフライン	電気・水道・ガス・通信・輸送などの都市生活を支えるシステムの総称。

